

1 2 3 4 5 6 7 8 9

四十九

信往

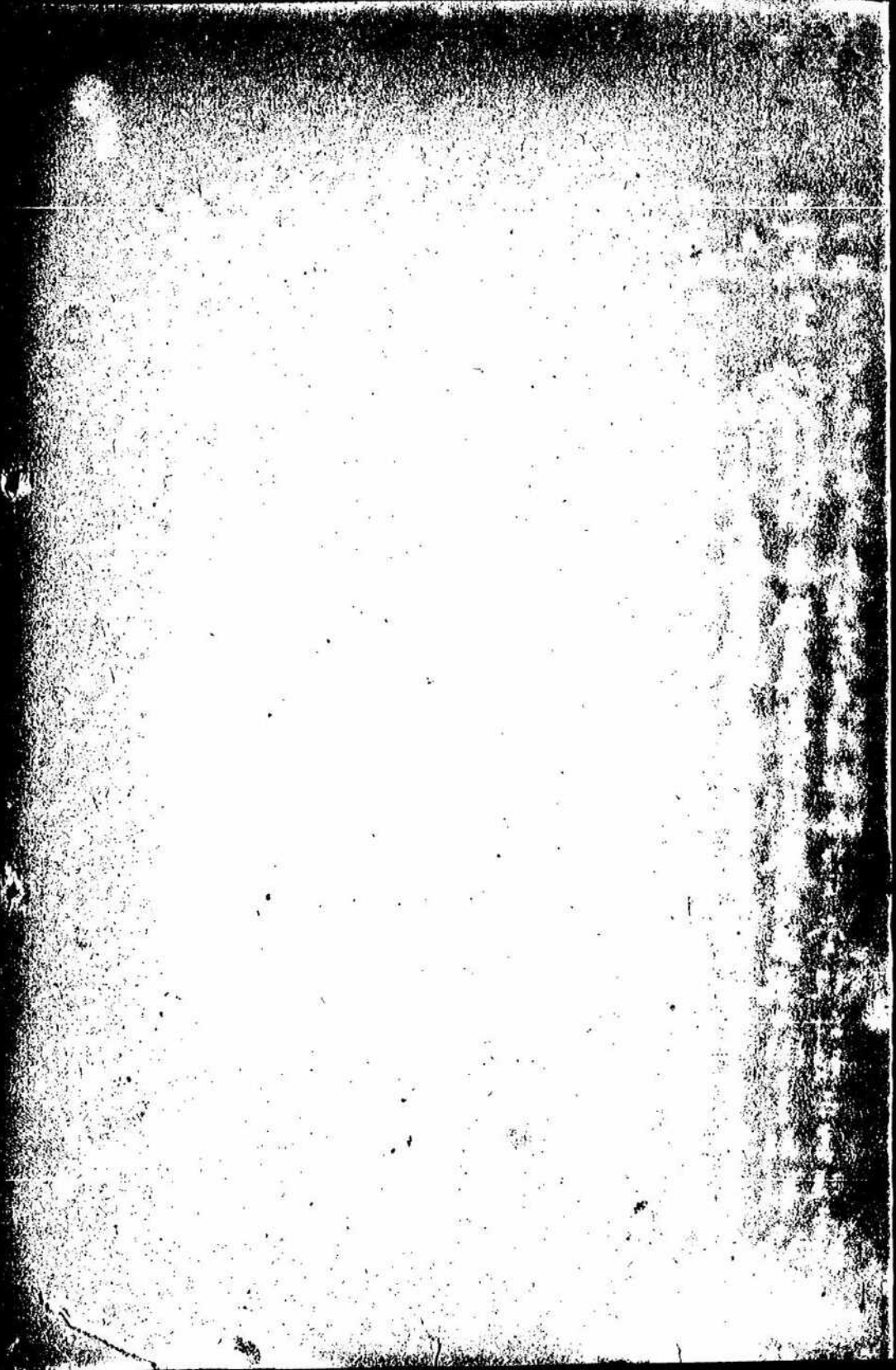
會計関係綴

昭和二十六年年度

賤岡役審査課

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-14
	5051

5051



番号	月日	宛名	件名
一	一九	酒税課長	集合用酒類拵配願について
二	一〇	会計課長	現員現給調提について
三			在職職員数月例報告について
四			総理府共済組合資金現計報告書提について
五	二二	酒税課長	集合用酒類拵配願について
六	二〇	会計課長	現員現給調提について
七	二〇		在職職員数月例報告について
八	二〇		総理府共済組合資金現計報告書提について
九		生活資金課長	貸付について
一〇		会計課長	現員現給調提について
一一			在職職員数月例報告について
一二			総理府共済組合資金現計報告書提について
一三	三四	酒税課長	集合用酒類拵配願について
一四	四五	会計課長	土橋八重子の一般退職手当支給願について
一五	四一〇	会計課長	現員現給調提について
一六			総理府共済組合資金現計報告書提について
一七			在職職員数月例報告について
一八	五〇		現員現給調提について
一九			総理府共済組合資金現計報告書提について
二〇			在職職員数月例報告について
二一	六六		総会発令ニ七号に基き、當課職員の名義提帳
二二			現員現給調提について
二三			総理府共済組合資金現計報告書提について
二四			在職職員数月例報告について

総理府

酒
類
等

分

酒類等公示一考

昭和二十六年一月九日

内閣総理大臣官房財閥役員審査課長

国税廳同稅部酒稅課長殿

集會用酒類特配額について

後お合用酒類として左の通り特配を願ひます。

一 目的 財閥役員審査事務に關し外資者、大蔵省通商院

者例に連終惣額の下り

一人員 外資者一姓名、大蔵省一〇名、通商院一〇名、外資者一〇名、外資者一〇名

計四二名

二 日時 昭和二十六年一月十日、外資者合衆

三 酒の種類及心数等 日本酒（特級）五升

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

総賤審会第一号

昭和二十六年一月九日

内閣総理大臣官房賤税役員審査課長

国税廳内税部酒税課長殿

集会用酒類特配願について

集会用酒類として左の通り特配を願います。

一、目的 賤税役員審査事務に因り外務省大蔵省通産省側と連絡懇談のため

二、人員 外務省一五名 大蔵省一〇名 通産省一〇名 当課七名

計四二名

三、日時 場所 一月十六日 外務省食堂

四、酒の種類及び数量 日本酒(特級)五升

総理府

裏面白紙

總務省令 第二号

昭和二十六年一月十日

内閣総理大臣官房財政監督審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

現員現給調提出につき

十二月分標記調書と二部提出する。

総理府

日本標準規格 B5 (十行行紙)

裏面白紙

現員現給調

昭和26年1月1日現在

區分	予算人員	現員		現給	備考
		現員	現給		
職員俸給	16	12	72,331		
事務官	10	8	60,101		
雇員	6	4	12,230		
備人	0	0	0		
勤務地手当	16	12	25,238		
事務官	10	8	21,569		
雇員	6	4	3,669		
備人	0	0	0		
扶養手当	16	12	11,800		
事務官			11,800		
雇員					
備人					
合計			109,369		

線 野 抄

逓財審会 第三号

昭和三十一年一月十日

處理

内閣逓理大臣官房財内役員審査課長

内閣逓理大臣官房会計課長殿

在取々員数月例報告につき
十二月分標記報告一部を提出する。

總理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年 / 月 / 日現在

内閣總理大臣官房財政投資審査課

事務官	技官	教官	雇	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	4	0	12	16	4	2.5%

休職者等	休職者	0
	未帰還者	0
	計	0

特別職	名称	定員	現在員
特別職		0	0
		0	0

裏面白紙

逡財審会 第4号

昭和二十六年一月十日

内閣逡理大臣官房財兩役員審査課長

内閣逡理大臣官房会計課長殿

逡理部共済組合資金現計報告書提出につひ、
十月外標記報告書一部提出す。

逡理部

逡理部

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

組合員數 俸給月額 被扶養者報告書

昭和25年12月31日現在 内閣総理大臣官房財務課役員審査課

種別	組合員數計		俸給月額	扶養家族數	備考
	男	女			
前月末現在	10	2	72.331	—	24
本月加入者數	0	0			
本月脱退者數	0	0			
本月末現在	10	2	72.331	—	24
内 甲種組合員	2	2	12.230	—	
乙種組合員	8	0	60.101	—	

組合員掛金徴收状況報告書

昭和25年 月 日現在 内閣総理大臣官房財務課役員審査課

種別	前月末収額	本分調整額	計	相徴収額	繰送枚數
甲				4	404
乙				8	1,977
計					2,381

昭和 年度總理府共濟組合資金現計報告書

昭和 年 月 日現在 內閣總理大臣官房財務員審查課

科目	本月		前月	本年		前年	備考
	口数	金額		口数	金額		
組合共掛金	12	2,383	—	11	18,137	—	
国库負担金							
产務費收入							
預金利息收入							
保健福祉收入							
雑收入							
繰上戻戻金							
前年度繰越金							
国送金							
收入計	12	2,383	—	11	18,137	—	
事務費							
療養給付(組合員)							
(家族)							
療養費							
家族療養費							
合世費							
配属台給費							
酒前当金							
埋葬料							
家族埋葬料							
家族慰金							
家族慰金							
救急見舞金							
傷病手当金							
出産手当金							
失業手当金							
保健費							
福祉費							
雑費							
退職給付返還金							
支出計			0	1	600	—	
収支残高		2,383	—		18,537	—	
前月繰越高		16,154	—		18,537	—	
前月繰越高		18,537	—		18,537	—	

総務部 賦審会才五号

昭和二十六年二月十二日

内閣総理大臣官房賦成役員審査課長

国税廳向税部酒税課長殿

集会用酒類特配願につき

集会用酒類として左のとおり特配を願います。

一目的 持株会社整理委員会十財団会社代表者と事務連絡

懇談のため

二人員 持株委一〇名十財団各社代表三名当課七名計四七名

三日時場所 二月二十日午後六時 外務省食堂

四酒の種類及数量 日本酒(特級)五升

総 理 府

裏面白紙

課長

総務会第5号

昭和二十七年二月十二日

内閣総理大臣官房財政課長

国税庁税務課長殿

集会用酒類特税課に
集会用酒類とし左の如き特税を課せらるる事

一 目的 特税会社特税委員会計課酒類代表者之事務連任免状
の在り

二 人員 特税委員一名、計課各社代表三名、委員七名計四名
三 日時 陽暦二月二十日午後六時、外務省食堂
四 酒の種類及数量 日本酒(特級) 五升

総 理 府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

總務會 第六号

昭和二十六年二月十日

内閣總理大臣官房庶務課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

現員現給調書について
一月分標記調書を二部提出する

總理府

日本標準規格 B5 (十四行線)

裏面白紙

現員現給調

昭和26年2月1日現在

区分	予算 人	現員現給		備考
		現員	現給	
職員俸給 事務官 雇員 傭人	13 8 5 0	12 8 4 0	98,000 83,000 15,000 0	
勤務地手当 事務官 雇員 傭人	13 8 5 0	12 8 4 0	27,452 23,700 3,752 0	
扶養手当 事務官 雇員 傭人	13	12	11,800 11,800	扶 養 給
合計	13	12	137,252	

總賅審會 十九号

昭和二十六年三月十日

處理 濱

内閣總理大臣官房賅納役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

左取々員数月例報告にツキ
一月分標記報告書一部を提出する。

總 理 府

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年 〇月 / 日現在

内閣總理大臣官房財政役員審査課

事務官	技官	役官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
9	0	0	4	0	12	16	4	25%

休職者等	休職者	0
	和臨墨眉	0
	計	0

特別職	名称	定員	現在員
	〇	〇	〇
	〇	〇	〇

裏面白紙

総務省
昭和二十六年二月十日

昭和二十六年二月十日

内閣総理大臣官房財政課長

内閣総理大臣官房会計課長

総務省共済組合資金現計報告書提出について

一月分標記報告書一部提出する。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行線)

裏面白紙

組合員數 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年1月3日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	組合員數		俸組月額	扶養家族數	備考
	男	女			
前月未現在	10	2	72,331.00	24	
本日分	0	0	0		
加入者數	0	0	0		
脱退者數	0	0	0		
本月未現在	10	2	92,000.00	24	
甲種組合員	2	2	15,000.00		
乙種組合員	8	0	83,000.00	24	

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年1月3日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	前月分未収額	本月份定額	計	本月徴収額		繰越未収額
				人	額	
甲				4	494.00	
乙				8	2,739.00	
計					3,233.00	

昭和5年度總理庁長官所轄各官署現況報告書
 昭和26年1月31日現在 内閣總理大臣官邸財閥役員審査課

科目	本 月 金 額		本 年 累 計 金 額	備 考
	日 数	金 額		
組合掛金	12	3,233	22,370.00	
国库負担金	/	/	/	
产務費收入	/	/	/	
預金利息收入	/	/	/	
保健康福收入	/	/	/	
雑 收 入	/	/	/	
過拂返戻金	/	/	/	
非常繰越金	/	/	/	
国 送 金	/	/	/	
收入計	12	3,233	22,370.00	
事務費	/	/	/	
庶務給付(組合)	/	/	/	
庶務費	/	/	/	
家族探養費	/	/	/	
命 費	/	/	/	
配偶者命費	/	/	/	
病者当金	/	/	600.00	
埋葬料	/	/	/	
家族埋葬料	/	/	/	
家族慰金	/	/	/	
家族慰金	/	/	/	
火災慰金	/	/	/	
傷病手当金	/	/	/	
出産手当金	/	/	/	
失業手当金	/	/	/	
保健費	/	/	/	
福祉社費	/	/	/	
経 費	/	/	/	
恩賜返還金	/	/	/	
支出計	0	0	600.00	
収支差高		3,233	21,770.00	
前月繰越高		18,537		
当月繰越高		21,770	21,770.00	

借入金

借用証

貸入附録也

松屋敷当課所屬組合員に對する學生資金貸付に充てる爲め
昭和十六年三月一日總金第第一二二號内閣總理大臣官房
會計課長通知書第百九十九號付のりて貸付方針の
各条項取決の上、白紙用一書一紙

昭和十六年三月一日

内閣總理大臣官房會計課長 大沢夫
兼内閣事務局長 佐佐木好 山崎千代

總務課長の退任事務を部長に委任する旨の通知

總理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

借用證

一金八千圓也

右金額当課所屬組合員に對する厚生資金の貸付に
充てるため昭和二十六年三月一日附院令發第一二六号内
閣總理大臣官房會計課長通知「生活資金の貸付に關
貸付方法の各条項承諾の上借用しました。

昭和二十六年三月三日

内閣總理大臣官房賤附役員審査課長小沢武夫
共済組合事務取扱主任 山安千博

總理府共済組合本付支部長 齊藤常勝殿

總理府

裏面白紙

總財審会 才九号

昭和二十六年三月八日

内閣總理大臣官房 財務役員各在

内閣總理大臣官房 會計課長殿

現員現給調提出に付

才月久標記調書を二部提出す。

處理



總理府

日本標準規格 B5 (十行用紙)

裏面白紙

現員現給調

昭和26年3月1日現在

区 分	予算 人	現員現給		備 考
		現員	現給	
取員俸給	16	13	99,300	
予務官	10	8	84,300	
雇員	6	5	15,000	
備人	0	0	0	
勤務地手当	16	13	27,778	
予務官	10	8	24,026	
雇員	6	5	3,752	
備人	0	0	0	
扶養手当	16	13		
府 廳 線				
予務官			11,800	
雇員			0	
備人			0	
合 計			138,878	

現員現給状

昭和26年3月1日現在

已分	予算 人	現員現給		備考
		現員	現給	
職員俸給	16	13	99,300	
事務官	10	8	84,300	
庶務員	6	5	15,000	
係人	0	0	0	
事務地手当	16	13	27,778	
事務官	10	8	24,026	
庶務員	6	5	3,752	
係人	0	0	0	
扶養手当	16	13		
事務官			11,800	
庶務員			0	
係人			0	
合計			138,878	

總取審会 才十号

昭和三年三月八日

内閣總理大臣官房取内役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

在取々員数月例報告につて

二月分標記報告書一部を提出す。

總理府

日本標準規格 B5 (十四行体)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年3月1日現在

内閣総理大臣官房財政課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	5	0	13	16	3	1.9%

休職者等	休職者	0
	和留者	0
	計	0

特別職	名称	定員	実在員
特別職		0	0
		0	0

裏面白紙

總財審會 才一號

處理済

昭和二十三年三月八日

内閣総理大臣官房財務役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

總理経済組合資金現計報告書提出について
二月八日標記報告書一部提出す。

総理府

裏面白紙

組合員数 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年2月28日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	組合員数計		俸組月額	扶養家族数	備考
	男	女			
前月未現在	10	2	78,000.00	24	
本日分		1			
加入者数					特別加入者2月16日付 2月20日付俸給未支給 付与加算
脱退者数					
本月未現在	10	3	99,300.00	24	
内					
甲種組合員	2	3	16,000.00		特別加入者2月16日付俸給未支給 付与加算
乙種組合員	8	0	84,300.00		

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年2月28日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	前月未収額	本分調定額	計	相徴収額	繰越未収額
甲				4	493.00
乙				8	2,783.00
計				12	3,276.00

昭和 年度總理庁共済組公債金現計報告書
昭和26年2月26日現在 内閣總理大臣官房戒煙員審査課

科目	本月		本年度		備考
	回数	金額	回数	金額	
組合員掛金	12	3,276.00	139	25,646.00	
国庫負担金					
事務費収入					
預金利息収入					
保健福祉収入					
雑収入					
過種返戻金					
前年度繰越金					
回込金					
収入計	12	3,276.00	139	25,646.00	
事務費					
療養給付(組員)					
" (家族)					
療養費					
家族療養費					
分境費					
面会費					
哺育手当金			1	600.00	
埋葬料					
火葬埋葬料					
手帳金					
家族慰問金					
災害慰問金					
傷病手当金					
出産手当金					
休業手当金					
保健費					
福祉費					
雑費					
過種返戻金					
支出計	0	0	1	600.00	
収支残高		3,276.00		25,046.00	
前月繰越金		21,770.00			
翌月繰越金		25,046.00			

35

総務委員会

昭和二十六年三月十日

田代総務大臣官房庶務課長

国務省同視部酒税課長

集会用酒類特配額について

集会用酒類として右の通り特配を復つる事

一 目的 既設の解除に伴い酒税問題について急復りあり

二 内容 酒税課長、酒税課長、特務委員会、酒税課長

三 人員 酒税課長、酒税課長、酒税課長、酒税課長

四 酒税課長、酒税課長、酒税課長、酒税課長

五 酒税課長、酒税課長、酒税課長、酒税課長

六 酒税課長、酒税課長、酒税課長、酒税課長

総務府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

総賤審会第一二号

昭和二十六年三月十四日

内閣総理大臣官房賤税役員審査課長

国税庁内税部酒税課長殿

集会用酒類特配額について

集会用酒類といたる通り特配を願ひます。

一、目的 賤税役員の解除に際し、諸問題について懇談のため

外務省大藏省通産省持株整理委員側と集會する。

二、人員 外務省大藏省通産省持株整理委員側七、計十八名

三、日時 三月二十日 外務省食堂

四、酒の種類及数量 日本酒(特設)五升

総 理 府

裏面白紙

長了 係長了

徳財審会才一三号

昭和二十六年三月二十三日

内閣総理大臣官房附員審査課長

西園總理大臣官房會計課長

國家公務員の在りの國設預金は同イと法律の施行に關する
故令才三條に基き、要求書の提出に付して
三月十九日附總令第百一三三號に付して別紙のとおり
提出しなす。

總理府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

湯島及心少の準、イの者の氏名 内閣府
昭和三十二年三月二十三日現在

財団法人東京青洲製糖 小沢武夫 十二級三号

湯島補佐 藤田正名 十級一四三〇日

計 二名

総理府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

課長

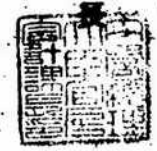
係長

5

録会発第一〇二八号

昭和二十六年三月十九日

内閣總理大臣官房會計課長



財源調査課長

国家公務員のための国股宿舍に関する法律の施行に関する
政令第三條に基く調査書の提出について

課長について大蔵省管財局より別紙の通り照會がなされたから調査の上三月
二十四日迄当課宛提出せられたい。

尙参考資料として課長及びこれに職するもの以上（課長補佐）の氏名、
級別、人員をも併せて提出せられたい。（現在合同宿舍居住者をも含む）



裏面白紙

廉管第一四〇六号

昭和二十六年三月十日

大蔵省管財局長

函

総理府宿舍担当課長 殿

国家公務員のかめの施設宿舍に関する法律の施行に関する政
令第三條に基く要求書の提出について

標記についての、宿舍設置に関する要求書を別紙様式によつて、三月末日
までに提出せられたい。

尙蔵管第三一七八号（昭和二十五年八月十八日）をもつて照会した現況
書及び関係官会議の際依頼した総括表を前記月日までに相違なく提出せら
れたい。

（別紙添）

裏面白紙

様式

昭和26年度宿舍設置に関する要求書

(有料宿舍)

宮城県大田郡大田町(庁)

緊急度の順位	省(庁)機関名	所在地(府県市町村)別	課長及びこれに準ずるもの以上の数	既存宿舍数	居住予定者の身分及び家族数	構造	坪数 建坪 延坪	敷地(坪)	単価 敷地 建物	価格 敷地 建物	備考
		大田町	2		3名	木造	18	なし			
					3名		18				

備考

1. 緊急度の順位欄はその省(庁)の内局と外局とは区分して一連番号をつけること
2. 居住予定者の身分は〇〇課長(〇級職)とし家族数(本人を含まず)を記入すること
3. 敷地は有る場合には坪数を、無い場合には「無」と記載すること

(無料宿舍)

緊急度の順位	省(庁)機関名	所在地(府県市町村)別	政令第十 二條各項 の別	既存 宿舍数	居住予定者の身分及び家族数	構造	坪数 建坪 延坪	敷地(坪)	単価 敷地 建物	価格 敷地 建物	備考
					名						
					名						

備考

有料宿舍に準ずる

裏面白紙

総務會令第一五号

昭和二十六年三月二十三日

内閣總理大臣官房賤附役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

國家公務員のための國設宿舍に関する法律の施行に關する政令才三条に基く要求書の提出に關して
三月十九日附總會發才一二三八號に於て別紙のとおり提出
します。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

課長及び主任に違ふ者り代名内閣総理大臣官房賦附役員審査課長

昭和二十六年三月二十三日現在

賦附役員審査課長 小沢武夫 十二級三号

課長補佐 堀内正名 十級特一四二〇円

計 二名

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

昭和26年度宿舍設置に関する要求書

内閣総理大臣官房財調役員審査課長

(有料宿舍)

緊要度の順位	省(市)機関名	所在地(府県市町村別)	課長及びこれに準ずるもの以上の数	既存宿舍数	居住予定者の身合及び家族数	構造	坪数 建坪 延坪	敷地(坪)	単価敷地建物	価格敷地建物	備考
					財調役員審査課長 5名	耐火	18	51			
					同上 課長補佐 5名	〃	18	〃			

裏面白紙

總財務會 第一四号

昭和十七年四月五日

内閣總理大臣官邸 總務課長 梅内正名

内閣總理大臣官邸 財政課長 藤田正名

上橋(金)子(の)般(運)轉(中)為(支)給(額)之(事)
右(欄)在(上)欄(官)子(の)年(月)日(附)在(力)之(運)轉(し)右(欄)
別(紙)送(附)本(者)算(定)者(と)為(り)金(在)附(九)拾(六)圓(也)
伊(支)給(額)之(事)

別紙履歴者
付 939

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

職名 退職事務担当者
 総務課 大橋 隆子

唐
 1年 (24ヶ月均給)

俸給月額 3650円
 日額 122円
 基準額 $122円 \times 16 = 1952円$
 控除額 (米酒相給 免給 18金) $122円 \times 7 = 854円$
 差引支給額 $1952円 - 854円 = 1098円$

裏面白紙

総務課

日本標準規格 B5 (十四行罫)

総財審令 第一四号

昭和二十六年四月五日

内閣総理大臣官房財務役員審査課長 堀内正名

内閣総理大臣官房会計課長 高坂常勝殿

土橋八重子の一般退職手当支給額について

当課雇土橋八重子は三月三十一日附をもって退職したるを別紙
退職手当算定書のとおり金壹万九千六百六十九円支
給願います。

総理府

日本標準規格 B6 (十四行線)

裏面白紙

退職年当算定書
 官氏名 総理府産 土橋八重子
 産

1年 (44月切捨)

滞給月額 3650^円

日額 122^円

基準額 $122^{\text{円}} \times 16 = 1,952^{\text{円}}$

控除額
 (支済組合) $122^{\text{円}} \times 7 = 854^{\text{円}}$
 (退職一時金)

差引支給額 $1,952^{\text{円}} - 854^{\text{円}} = 1,096^{\text{円}}$

裏面白紙

総理府

日本標準規格 B5 (十四行線)

履 歷 書

本籍地 山梨県東八代郡八代村高家四二之番地
 現住所 東京都世田谷区上馬町一丁目七八二番地

光久 長女

土橋 八重子

昭和五年三月一日生

年号	月	日	往 免 賞 罰 等	庁 名
昭和 一七	三	三	東京都世田谷区太子堂国民学校卒業	
	四	四	鳴友学園高等女学校入学	
	二〇	四	群馬県立沼田高等女学校疎南轉入学	
	二一	三	同校卒業	
	四	三	同校専攻科入学	
総 理 府				
	二二	三	同校修了	
		四	文化服装学院入学	
	二三	三	同校卒業	
職 歴				
昭和 二三		六	高島屋入社	
	二一	二	家事都合により退社	
	二四	二一	総理府雇に命ずる	総理府
		三〇	内閣総理大臣官房財源役員審査課 勤務に命ずる	総理府
			三級一号俸に給す	総理府
	二五	六	三級二号俸に給す	総理府
		三〇	三級三号俸に給す	総理府
	二六	三	総理府雇に免す	総理府

總財審會 第一五號

昭和二十六年四月十日

總 處理済

内閣總理大臣官房財調役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

現員現給提出について

三分標記調書を二部提出する。

總 理 府

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏面白紙

3部

現員現給調

昭和26年4月1日現在

區 分	予 算		現 員		現 給		備 考
	人	員	人	員	給	給	
職員俸給	13	13	13	13	104,576		
事務官	8	8	8	8	83,650		
雇員	5	5	5	5	20,925		
備人	0	0	0	0			
勤務地手当	13	13	13	13	29,096		
事務官	8	8	8	8	23,863		
雇員	5	5	5	5	5,232		
備人	0	0	0	0	0		
扶養手当	13	13	13	13	11,870		
事務官					11,800		
雇員					0		
備人					0		
合 計	13	13	13	13	145,470		

總財審會 第一六號

昭和十六年四月十日

内閣總理大臣官房財閥役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

總理村共済組合資金現計報告書提出に
三月分標記報告書一部提出す

總理府

日本標準規格 B5 (十國行規)

裏面白紙

昭和 年度總理庁共済組合資金現況報告書
 昭和26年8月31日現在 内閣總理大臣官房成同役員審査課

科目	本 月		分 額	至 平 度 分 界 計		備 考
	回数	金額		回数	金額	
組合員掛金	1回	3,519.00	15回	29,165.00		
国庫負担金		3,519.00		29,165.00		
事務費收入						
預金利息收入						
保健福祉収入						
雑 収 入						
過剰返戻金						
前年度繰越金						
回 込 金						
4 区 入 計	10	3,519.00	15回	29,165.00		
事務費						
療養給付(組合別)						
" (家族)						
療養費						
家族療養費						
介 護 費						
簡便者介便費						
哺育手当金						
埋葬料						
家族埋葬料						
平 癒 金						
永年平癒金						
災害見舞金						
傷病手当金						
出産手当金						
休業手当金						
労使共済						
福祉共済						
雑 費						
過剰返戻金						
支 出 計	0	0.00	1	6.00		
収支残高		3,519.00		28,565.00		
前月繰越金		3,319.00		28,246.00		
前月繰越高		2,500.00		27,746.00		

組合員數 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年3月31日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	組合員數		俸組月額	扶養家族數	備考
	男	女			
前月未現在	10	3	84,300.00	24	
本日分					
加入者數					
脱退者數					
本月未現在	10	3	104,571.00	24	
内					
甲種組合員	2	0	20,925.00		昭26.3.16付既加入者 2月下旬の俸給を3月分として算入
乙種組合員	8	3	83,650.00	24	

組合員掛金徴収狀況報告書

昭和26年3月31日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	前月未収額	本月調整額	計	相徴収額	繰越未収額
甲				5	
乙				8	
計				13	

總財審會 第一七號

昭和二十六年四月十日

内閣總理大臣官房財關役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

在職職員教月例報告につき

三月分標記報告書一部を提出す。

總理府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年4月/日現在

内閣總理大臣官房財政役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	5	0	13	13	0	0

休職者等	休職者	0
	退職者	0
	計	0

特別職	名称	定員	実在員
	1	0	0
	0	0	0

裏面白紙

總務會 第一八号

昭和三年五月十日

内閣總理大臣官房貯物役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

現員現給調提出についで

四月八日横記調書に二部提出する。

處理済

給理附

日本標準規格 B5 (十横行)

裏面白紙

現員現給調

昭和26年5月 / 現在

区分	予算員	現員	現給	備考
取員俸給	13	13	102,250	
事務官	8	8	83,250	
雇員	5	5	19,000	
勤務員	13	13	28,815	
事務官	8	8	24,063	
雇員	5	5	4,752	
扶養手当	13	13	13,000	
事務官			13,000	
雇員				
雇員				
合計	13	13	144,065	

逓野審令 才一九号

昭和三年五月十日

内閣總理大臣官房財政部役員審査課長

内閣總理大臣官房会計課長殿

逓理庶民済組合資金現計報告書提出に付て
四月八日標記報告書一部提出す

日本郵政省 逓 (十四行線)

裏面白紙

組合員數 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年4月30日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	組合員數		俸組月額	扶養家族數	備考
	男	女			
前月未現在	10	3	83,650.00	27	
本日分					
加入者數					
脱退者數					
本月未現在	10	3	102,250.00	27	
内	2	3	83,250.00		
甲種組合員	8	0	19,000.00		
乙種組合員					

組合員掛金徴収狀況報告書

昭和26年4月30日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	前月未収額	本分徴収額	計	相徴収額	繰越額
甲				5	626.00
乙				8	2,747.00
計				13	3,373.00

昭和 年度總理庁共済組合資金現計報告書
 昭和26年4月30日現在 内閣總理大臣官房歳入歳出決算審査課

科目	本 月 分		本 年 度 分 累 計		備 考
	頁数	金額	頁数	金額	
組合員掛金	13	3,373.00	13	3,373.00	
国庫負担金					
事務費収入					
預金利息収入					
保健福祉収入					
雑 収入					
過剰返戻金					
前年度繰越金					
同 返 金					
収入計	13	3,373.00		3,373.00	
事務費					
療養給付(組員)					
療養費 (家族)					
家族療養費					
分娩費					
配属者分娩費					
哺育手当金					
埋葬料					
家族埋葬料					
葬儀金					
家族葬儀金					
災害慰問金					
傷病手当金					
出産手当金					
休業手当金					
俾使費					
福祉費					
雑 費					
過剰返戻金					
支出計		0		0	
収支残高		3,373.00		3,373.00	
前月繰越金		0		0	
翌月繰越高		3,373.00		3,373.00	

總務審令 中二〇号

昭和二十六年五月十日

内閣總理大臣官房財内役員審査課長

内閣總理大臣官房令訂課長殿

在職職員数月例報告にツキ

四月分標記報告書一部を提出す

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B6 (十四行罫)

在職人員數目例報告

昭和26年5月 日現在

内閣総理大臣官房財物役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	5	0	13	13	0	0

休職者等	休職者	0
	欠職者	0
	計	0

特別職	名称	定員	実在員
特別職		0	0
		0	0

裏面白紙

總務會 第一号

昭和二十一年六月一日

内閣總理大臣官房庶務課長

内閣總理大臣官房庶務課長

附十九日附録第六七七号に基き、人事課長職員、各以て附録第一号提出する。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

一 職員名簿

正副	氏名	住所
能登	橋丸大吉	東京都世田谷区成城三六九三
"	中田 巖	港区赤坂青山高樹町一四一七五
"	友水 裕隆	杉並区和泉三二七八
"	和泉 政子	板橋区方和蓮根丁三一一八
"	吉田 孝隆	中丸区月島新町三三〇四一
"	下村 勝彦	世田谷区代田二一八七五
"	草川 光代	不可区平塚三、七一〇四枚方
"		昭和三十四年以前住所 中丸区西銀座西六、五
"		昭和三十四年以後住所 杉並区下高井戸一、二〇
能登	竹安 千博	昭和三十四年以前住所 武蔵野市吉祥寺三三八八
草野	丹波 千博	昭和三十四年以後住所 杉並区下高井戸一、二〇
"		東京都港区中野馬場先八七五七

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏 面 白 紙

裏面白紙

総理府

已別	氏名	住所
事務官	井上 桂	東京都北多摩郡久留米町三神山四五五
一	高松 義子	立川市錦町一八一四 高田 五郎
結核社	高松 義子	東京都三軒区三軒三三三
一	特別に民衆の源泉徴収は	全員希望です。

以上一三名

総財審令 第二号

昭和二十六年六月一日

内閣総理大臣官房財政役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

五月二十九日附総令発第二七七号に基づき當課取員名簿等の一部提出す。

総理府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

一 職員名簿

区別	氏名	住所
総理府 事務官	堀内正名	東京都世田谷区成城町六九三
	橋本大吉	港区赤坂青山町樹町一四一七六
	安田巖	杉並区和泉町二七八
	友永松雄	板橋区志村蓮根町三一八
	和泉政子	中央区月島東河原通四一六
	吉田孝雄	世田谷区代田二八七三
総理府 庶務官	下村勝彦	品川区平塚三七一〇 師牧方
	草川光代	昭三六四以後の住所 中央区銀座西六、五
	山本十博	昭三六五以後の住所 武蔵野市吉祥寺 杉並区下宮井戸一、一二〇
総理府 事務官	丹慶五四造	東京都北多摩郡府中町馬場先八七五七
	井上桂	北多摩郡久留米村字神山四九五
	高尾新平	立川市錦町一、四 滝日志人方
総理府 庶務官	堀江きよよ	神奈川県逗子町逗子三二一

総理府

以上一三名

一 特別に民税の源泉徴収は全員希望です。

裏面白紙

會計

總務

回覽

別紙の通り、總理府、會計課長より申越し如き事は一層より申知らる
 ます。
 尚特別に自税の源泉徴収の希望。諸君を仰託し願ひます。

友永

氏名	位	所
堀内正名	東京府世田谷区成城町六九三	
堀内大出	港区赤坂青山宮樹町一四一七六	
友永秋雄	杉並区和泉町二七八	
友永政子	板橋区志村蓮根町三一八	
吉田若雄	中央区月島東河原通、四一六	
	世田谷区代田二一八七二	
下村勝彦	品川区平塚三二七一	伊豆方
草川光代	中央区銀座西六一五	草川
新井	杉並区下宮井戸一〇一	
山本千博	旧、武蔵野市吉祥寺井戸二八〇八 新、杉並区下宮井戸一〇一	山本
井上恒	北多摩郡府中町馬場八七五七	井上
方長政平	北多摩郡久留米町宇神八四五五 立川市錦町一〇一	方長
堀江孝子	神奈川县逗子町逗子三二一	堀江

總理府

裏面白紙

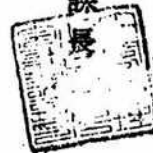
録金簿第〇〇〇号

昭和二十六年五月二十九日

内閣総理大臣官房会計課長

財団法人常務課長殿

給付支払報告書作成に必要がおりますから貴局(課)職員の区別現住所名簿を六月二日迄に提出願います。尙特別区民税の源泉徴収を希望しない者については其の旨附記せられたい。



裏面白紙

總財審令 第二二號

昭和二十六年六月六日

内閣總理大臣官房財内役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

現員現給調提出につて
五月八日標記調書二部提出す。

總理府

日本標準規格 B5 (十冊付)

裏面白紙

3

第22号

現金現給		現金現給		備	府
已分	人員	現金	給		
職員俸給	13	13	102,250		
事務費	8	8	83,250		
備入	5	5	19,000		
備入	0	0	0		
勤勞慰勞	13	13	28,815		
事務費	8	8	24,063		
備入	5	5	47,520		
備入	0	0	0		
扶養手当	13	13	13,000		
事務費	8	8	10,000		
備入	5	5	0		
備入	0	0	0		
合計	13	13	144,065		

現金現給
昭和二十六年六月十日現在
小園結 経大 医務 内務 役員 事務 費

總財密會

第二三號

漢洋

昭和二十六年六月六日

内閣總理大臣官房財閥役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

總理社共済組合資金現計報告書提出に付て
五月外標記報告書一部提出す。

總理府

日本標準規格 B5 (十行行保)

裏面白紙

組合員数 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年5月3日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	組合員数		俸組月額	扶養家族数	備考
	男	女			
前月未現在	10	3	102,205.00	27	
本日分	0	0	0		
加入者数	0	0			
脱退者数	0	0			
本月未現在	10	3	102,205.00	27	
内	2	3	19,000.00		
甲種組合員	8	0	83,205.00	27	
乙種組合員					

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年5月3日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	前月未収額	本分徴収額	計	相徴収額	繰越額
甲	人		人	人	人
乙				626.00	
計				2,747.00	
				3,373.00	

總財審會 第二四號

昭和二十六年六月六日

内閣總理大臣官房財務役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

在職々員数月例報告につれて
五月の標記報告書一部を提出す。

總理府

日本標準規格 B5(十四行紙)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年6月 日現在

内閣総理大臣官房財政投資審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	2	0	10	10	0	0

休職者等	休職者	0
	未帰還者	0
	計	0

特別職	名称	定員	実在員
特別職	〃	0	0
	〃	0	0

裏面白紙

總理事務會

天正五年

四月廿一日

内閣總理大臣官房附屬役員審査課長

總理事務所組合事務局長

内閣總理大臣官房附屬役員審査課長殿

總理事務所組合事務局長殿

總理事務所組合事務局長殿 附結合事務局長殿

總理事務所組合事務局長殿 附結合事務局長殿

總理府

日本標準紙 335 (十四行罫)

裏面白紙

裏面白紙

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

厚生物産局蔵書尾の現金出納事務取扱主任者

總理府事務官

友永松雄

総賤審会 才三五号

昭和三十一年六月六日

内閣総理大臣官房賤賦役員審査課長

総理府共済組合本府支部長

内閣総理大臣官房会計課長殿

総理府共済組合認可交付及回収簿提出について

六月一日附給附会発才二九五号の基づく標記の件並に厚生資金
貸付報告書、貸付福祉会計支出員の名簿等一却提出す。

総
理
府

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏
面
白
紙

厚生資金貸付金、現金出納事務の取扱主任者

総務
理
存
事務
官

友
永
松
雄

總
理
府

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏
面
白
紙

84

總理府文消組合員証交付回收簿						
内閣總理大臣官房賤内役員審査課						
記号番号	氏名	印	交付年月日	回收年月日		
総賤規26:1	堀内正名		昭和26.4.16	昭和26.4.14	昭和26.3.31納入の組合員証世 回收也	
"	橋本大去		"	"	昭和26.4.16	
"	山本千博		"	"	"	
"	丹慶子四造		"	"	"	
"	安田巖		"	"	"	
"	井上桂		"	"	"	
"	友永松雄		"	"	"	
"	有森喜平		"	"	"	
"	和泉政子		"	"	"	
"	吉田春雄		"	"	昭和26.2.16新採用の組合員証 世回收也	
"	堀江美子		"	"	"	
線 別 表						
"	12 下村勝彦		"	"	昭和26.4.14	
"	13 草川克代		"	"	昭和26.4.14新採用の組合員証 交付也	
備考 堀内正名(昭和25.9.30退職)及草川克代(昭和25.10.31退職)兩名の組合員証世同收也。 總理府文消組合員証在文部省送付也。						

裏面白紙

月別組合貸付金報告書

昭和26年6月1日

総務省農林部農林事務所

向農林部農林事務所提出

下記各組合貸付金報告書を提出した。

月日	貸付組合数	貸付金総額	回収額	残額	摘要
3	1	8,000	0	8,000	

総 理 府

日本標準規格 B5 (十開行紙)

月別組合員貸付金報告書

昭和26年6月1日

總理府共済組合本府支部長殿

内閣總理大臣官房賤給役員審査課

下記の通り組合員貸付金報告書を提出します。

月	日	貸付組合員 総数	貸付金総額	回収額	残額	摘要
3		3	8,000	0	8,000	

日本標準規格 B5 (148x210)

總理府

裏面白紙

月別組合員貸付金明細書

昭和26年4月1日現在

内閣総理大臣官房賤職役員審査課

月日	貸付者氏名	貸付額	回収額	残高	摘要
3	安田巖	3,000.00	0	3,000.00	
	井上桂	3,000.00	0	3,000.00	
	友永松雄	2,000.00	0	2,000.00	
	計 3名	8,000.00	0	8,000.00	

日本銀行現行 B5、十四行紙

総 理 府

裏面白紙

月別組合員貸付金明細書

昭和26年5月31日

内閣総理大臣官房賤料役員審査課

月日	貸付者氏名	貸付額	回収額	残額	摘要
4	安田敬	3,000.00	0	3,000.00	
	井上桂	3,000.00	0	3,000.00	
	友求松雄	2,000.00	0	2,000.00	
	計 3名	8,000.00	0	8,000.00	

日本標準規格 B5 (十号行紙)

総 理 府

裏面白紙

2

納財簿會 第二十六号

昭和六年六月十九日

内閣總理大臣官邸納財簿會事務課長

内閣總理大臣官邸事務課長

宿舎及浴室若くは相違(目録)

六月十六日附納財簿會花元三七二号に基き、上掲の如く相違を
二部(添付)提出する。

處理済

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

92

総財審會 第二六号

昭和二十六年六月十九日

處 長

内閣總理大臣官房財政部員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

宿舍必要者の調査について(回答)

六月丁六日附総會発第三七二号に基つて標記調書
(二部)提出す。

総 理 府

裏面白紙

第一号様式

宿舎父軍者数総括表

内閣総理大臣官房財政局役員審査課

計	財政局 審査課	官署名		備考
		課長 補佐 以上者 の 数	同上 の 者 の 数	
二	二	課長 補佐 以上者 の 数	同上 の 者 の 数	
一	一	通勤 所 の 者 の 数	同上 の 者 の 数	
一	一	現任 在 職 者 の 数	同上 の 者 の 数	
		現任 在 職 者 の 数	同上 の 者 の 数	
		入居 中 の 者 の 数	同上 の 者 の 数	
		宿舎 入 居 者 の 数	同上 の 者 の 数	
一〇	一〇	宿舎 入 居 者 の 数	同上 の 者 の 数	

総
理
府

裏面白紙

第二号様式

宿舎必要者個人別調書

(各本省(支局を含む)の課長以上(職)にあり者)

内閣総理大臣官房財務役員審査課

備考

必要事項

氏名

官職

官署名

財務役員
審査課

課長
総理事務官

堀内正名

通勤所取居
半以上(現住居)
人当二疊以下

総
理
府

裏面白紙

處理濟

總財審會 第二九号

昭和二十六年七月九日

内閣總理大臣官房庶務課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

總理府共済組合資金現計報告書提出についで、六月八日標記報告書一部を提出する。

總理府

裏面白紙

組合員数 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年6月30日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	組合員数		俸組月額	扶養家族数	備考
	男	女			
前月末現在	10	3	102,205.00	2726	
本日分					
加入者数	0	0			
脱退者数	1	0			
本月末現在	10	3	102,205.00	2726	
内					
甲種組合員	2	3	19,000.00		
乙種組合員	8	0	83,205.00	2726	

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年6月30日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	前月末収額	本分調定額	計	相徴収額	繰越未徴収額
甲				5	626.00
乙				8	2749.00
計				13	3,375.00

原本不明瞭

裏面白紙

昭和 年度總理庁共済組合資金現計報告書
 昭和26年 6月 現在 内閣總理大臣官房戒烟收員審査課

科目	本月		本年		計
	回数	金額	回数	金額	
組合員掛金	13	3,375.00	1039		
国庫貸付金					
事務費收入					
預金利息收入					
保健福祉収入					
雑収入					
過渡資金					
前年度繰越金					
繰越金					
収入計	13	3,375.00	1039	10,121.00	
事務費					
療養給付(細額)					
(家族)					
療養費					
家族療養費					
今晚費					
面(隔)者分規費					
哺育手当金					
埋葬料					
家族埋葬料					
中慮金					
東京市懸金					
東京府懸金					
傷病手当金					
出産手当金					
休業手当金					
保健費					
福祉費					
雑費					
過渡資金					
支出計	0	0	0	0	
収支差		3,375.00		10,121.00	
前月繰越金		6,746.00			
前月繰越金		10,121.00		10,121.00	

總財審會 第二七号

昭和二十六年七月九日

内閣総理大臣官房財兩役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

現員現給調提出に付

六月分標記調書を二部提出す。

総理府

日本標準紙 35 (4行用)

裏面白紙

處理済

現員現給額

昭和26年7月1日現在

区分	予算 人	現員現給		備考
		現員	現給	
職員 予 産 備	13 8 5 0	13 8 5 0	102,250 83,250 19,000 0	
勤務地 予 産 備	13 8 5 0	13 8 5 0	28,715 23,963 4,752 0	
扶養 予 産 備	13 8 5 0	13 8 5 0	12,600 12,600 0 0	
合計	13	13	143,565	総 額 府

(10)

3部

現員現給額		昭和26年7月1日現在		備考	
已分	人員	現員	現給	人員	現給
職員	13	13	10,225.00		
事務官	8	8	8,325.00		
職員	5	5	19,000.00		
人	0	0	0.00		
勤務地	13	13	28,775.00		
事務官	8	8	23,963.00		
職員	5	5	4,752.00		
人	0	0	0.00		
林務	13	13	12,600.00		
事務官	8	8	12,600.00		
職員	5	5	0.00		
人	0	0	0.00		
	13	13	143,565.00		

総裁審会

才二八号

昭和二十六年七月九日

内閣総理大臣官房政府役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

在取々員数月例報告に於て
六月分標記報告書一部を提出する。

處理済

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B6 (十四行紙)

在職員數月例報告

昭和26年7月1日現在

内閣総理大臣官房財政役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	5	0	13	13	0	0

休職者等	休職者	0
	帰還者	0
	計	0

特別職	名称	定員	実在員
	0	0	0
	0	0	0

671 7.373 -

~~3.375~~

~~1.688 -~~

~~2.689 -~~

~~3.375 ✓~~

10.121

760 -

3.375

6.746

10.121

10.121

102.250

19.000 -

83.250 -

人事院様式第2号 非常勤職員在職状況月例統計報告表

(注意) 非常勤職員月一平均雇傭者数は各月の延雇傭者数に当該月の日数(例之は4月1230日5月1231日)を除いた数である。但し(小数以下は4捨5入す。)
 文書第5号(労働人事) 昭和26年7月9日提出
 人事課長殿 必受付整理番号
 昭和26年 月 日交付

内閣総理大臣官房財閥役員審査課長 宛
 人事院規則 第 条(規定)より下記の通り報告す

所属機関 内閣総理大臣官房 総務課
 所長 友永松雄 (印)
 昭和26年 7月 日

職名	旧現在員数	職名	日現在員数	備考
				後者事項なし
計		計		

非常勤職員月一平均雇傭者数

裏面白紙

事務報告書

人事院様式 805 (昭和26.4改正)

内閣府 内閣総理大臣官房財閥役員審査課長 殿

文書番号 結核審人 23号
昭和26年7月9日提出

下記のとおり報告します

部署名	結核審	階級	課長	氏名	友永松雄
係名	一般会計	階級	主任	氏名	友永松雄

職名	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計
課長																1
課長補佐																1
課外							1	2								3
備考																2
終年以外													1	1	4	6
計							2	2	2	1			1	1	4	13

給与支拂状況月例報告

人事院様式 805 (昭和26.4改正)

内閣府 内閣総理大臣官房財閥役員審査課長 殿

文書番号 結核審人 23号
昭和26年7月9日提出

下記のとおり報告します

所属	結核審	組織区分	<input checked="" type="checkbox"/> 中央	昭和26年7月分
係名	一般会計	<input type="checkbox"/> 附属		
		<input type="checkbox"/> 地方		
給付	金額	項目	金額	
勤続手当	102,250.00	現金支給額	125,208.00	
扶養手当	28,715.00	所得税	12,528.00	
特殊勤務手当	12,600.00	共済組合掛金	4,105.00	
超過勤務手当		(納金) 宿舍費	1,664.00	
夜勤手当				
計	143,565.00	計	143,565.00	

裏面白紙

協財審會 第三〇号

昭和二十一年七月十日

内閣總理大臣官房財政課長

内閣總理大臣官房財政課長殿

協財審會 第三〇号

協財審會 第三〇号 協財審會 第三〇号

協財審會 第三〇号 協財審會 第三〇号

協財審會 第三〇号 協財審會 第三〇号

協財審會 第三〇号 協財審會 第三〇号

協財審會 第三〇号

協財審會 第三〇号

総理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

總財審會 第三〇号

昭和二十六年七月十三日

内閣總理大臣官房財政役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

集団検診等の費用支出方依頼について
課員一同集団検診及腸チフス、バラチフス予防接種を外務省
診療所に於て実施し、右に要した経費、別紙請求書
の通り馬支金方印取計に方願します。

記

一、金 九百九拾五也

（集団検診及腸チフス、バラチフス予防接種経費）

總理府

裏面白紙

見積書

一金 九百九拾多也

但し昭和二十六年五月施行の集団検診及六月施行の
腸バシ預防接種経費右記内込りの通り

種別	数量	単価	金額	種別	数量	単価	金額
6x6 X線用接線器料	二〇人	四・五〇	九〇・〇〇	B.C.G.接種	一人	一五・〇〇	一五・〇〇
4x4 X線用接線器料	四人	五・〇〇	二〇・〇〇	腸バシ接種	一人	五・〇〇	五・〇〇
ワイルクリン接種							

右の通り見積致しませう。

昭和二十六年 月 日 東京府港区芝田町一〇二

外務省診療所 宇川貞徳 (印)

内閣総理大臣官房會計課長 殿

総理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

総裁審會 才三号

昭和二十六年八月七日

内閣総理大臣官房庶務課長

総理府共済組合本府支部長殿

現員現給報告提出に付

八月一日附總會発才五五号に基つて首題の四五、六、七月の報告書各一部提出いたします。

総理府

裏面白紙

日本標準規格 B6 (十四行算)

總行常會第一号

昭和十一年八月廿日

内閣總理大臣 菅原野矢 閣下 敬啟者

總行常會決議後 本行支那考察隊

現現況 報告 提出 申す

月日 附 總行 報告 提出 申す 定款 以前 題 報告 提出 申す

報告 提出 申す

総 理 廳

裏 面 白 紙

本部
 總理府共済組合 支所 事業報告書 26年 7月分
 支所所屬所

1. 組合員数 俸給月額 被扶養者数 年 月 日提出

種 別	組 合 員 数			俸 給 月 額	被 扶 養 者 数	備 考	
	男	女	計				
前 月 末 現 在	10	3	13	102,205	26		
当 月 分	加 入						
	脱 退						
	月 末 現 在	甲 種	2	3	5	19,150	
		乙 種	8	0	8	84,600	26
	丙 種						
	計	10	3	13	103,750		
自 組 合 間 の 移 動	加 入						
	脱 退						

裏面白紙

本 郡
 総理府共済組合 第 1 支 部 奉 養 報 告 書 26 年 6 月 分
 支 部 所 屬 町

1. 組合員数 俸給月額 被扶養者数 年 月 日提出

種 別	組 合 員 数			俸 給 月 額	被 扶 養 者 数	備 考
	男	女	計			
前 月 末 現 在	10	3	13	102,205	27/26	
当 月 分	加 入					
	脱 退					
月 末 現 在	甲 種	2	3	5	19,000	
	乙 種	10	3	13	102,205	27/26
	丙 種					
	計	9	0	9	83,250	26
自 組 合 間 の 異 動	加 入					
	脱 退					

裏面白紙

本部
 總理府共済組合 徳島支部 事業報告書 26年5月分
 支部所屬所

1. 組合員数 俸給月額 被扶養者数 年 月 日提出

種 別	組 合 員 数			俸 給 月 額	被 扶 養 者 数	備 考
	男	女	計			
前 月 末 現 在	10	3	13	102.205	2726	
加 入						
脱 退						
当 月 分	甲 種	2	3	5	19.000	
	乙 種	8	0	8	83.250	2726
	丙 種					
	計	10	3	13	102.205	
自組合間の異動	加 入					
	脱 退					

裏面白紙

本部
 總理府共済組合 総理部 支部 事業報告書 26年 1月分
 支部所属所

1. 組合員数 俸給月額 被扶養者数 年 月 日提出

種 別	組 合 員 数			俸 給 月 額	被 扶 養 者 数	備 考
	男	女	計			
前 月 末 現 在	10	3	13	83650	2727	
加 入						
脱 退				12500		
当 月 分 月 末 現 在	甲 種	2	3	5	102250	0
	乙 種	8	0	8	83250	2726
	丙 種					
	計	10	3	13	102250	2726
自組合間の異動	加 入					
	脱 退					

裏
面
白
紙

総 賅 審 会 才 二 二 号

昭和二十六年八月七日

内閣総理大臣官房賅賅役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

現員現給調提出についで
七月分標記報告書一部を提出する。

総 理 府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

現員現給調

昭和26年8月1日現在

内閣総理大臣官邸財務役員審査課

区	分	予算員 人	現員		現給	備考
			現員	現給		
職	員俸給	13	13	103,750		
	事務官	8	8	84,600		
	雇員	5	5	19,150		
	傭人	0	0	0		
勤務地手当		13	13	29,090		
	事務官	8	8	24,300		
	雇員	5	5	4,790		
	傭人	0	0	0		
扶養手当		13	13	12,600		
	事務官	8	8	12,600		
	雇員	5	5	0		
	傭人	0	0	0		
計		13	13	145,440		

線調表

現員現給調

昭和26年8月1日現在

内閣府官房財政課役員審査課

区	外	予算		現員現給		備考
		人員	金額	人員	金額	
取	役員	13		13	102,750	
	事務官	8		8	228,660	
	庶務員	5		5	19,150	
	備員	0		0	0	
勤	地事	13		13	27,090	
	地事	8		8	24,300	
	庶務員	5		5	47,900	
	備員	0		0	0	
林	事務官	13		13	12,600	
	事務官	8		8	12,600	
	庶務員	5		5	0	
	備員	0		0	0	
計		13		13	145,440	

總賄審會 第三号

昭和三年八月七日

内閣總理大臣官房賄瀾役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

在職々員数月例報告に付て
七月久標記報告書一部を提出する。

總理府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年8月1日現在

内閣總理大臣官邸内閣役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	5	0	13	13	0	0

休職者等	休職者	0
	欠職者	0
	計	0

特別職	名稱	定員	現在員
	0	0	0
	0	0	0

裏面白紙

総 賤 審 會 才三四号

昭和二十六年八月七日

内閣総理大臣官房賤院役員審査課長

内閣総理大臣官房會計課長 殿

総理府共済組合資金現計報告書提出についで
七月五標記報告書一部を提出する。

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏 面 白 紙

組合員數 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年7月31日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	組合員數計		俸組月額	扶養家族數	備考
	男	女			
前月未現在	10	3	102,205.00	26	
本日分					
加入者數					
脱退者數					
本月未現在	10	3	103,750.00	26	
内 甲種組合員	2	3	19,150.00		
乙種組合員	8	0	84,600.00	26	

組合員掛金徴収狀況報告書

昭和 年 月 日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	前月未収額	本月份定額	計	相徴収額	繰越未収額
甲				5	631.00
乙				8	2,792.00
計				13	3,423.00

昭和26年度總理庁共済組合資金現計報告書
 昭和26年7月27日現在 内閣總理大臣官房財政收員審査課

科目	本 月		分 類		本 年 度 分 類 計		備 考
	員 数	日 数	員 数	日 数	員 数	日 数	
組合員掛金	13		3,423	00	52		13,544 00
国庫負理金							
事務費收入							
預金利息收入							
保健福祉收入							
雑 收 入							
過拂返戻金							
前年度繰越金							
回 送 金							
收入計	13		3,423	00	52		13,544 00
事務費							
療養給付(組合員)							
療 養 費							
家族療養費							
分 規 費							
配当者介規費							
哺育手当金							
埋葬料	1		5,550	00	1		5,550 00
家族埋葬料							
手 愿 金							
家族弔慰金							
災害見舞金							
病 病 手 当 金							
本 産 手 当 金							
休 業 手 当 金							
保 健 費							
福 祉 費							
雑 費							
過 誤 補 正 金							
支出計	1		5,550	00	1		5,550 00
收支残高			8,127	00			7,994 00
前 月 繰 越 金			10,121	00			
型 月 繰 越 高			7,994	00			7,994 00

総財審會 才三五号

處理済

昭和二十六年八月二十五日

内閣総理大臣官房財政役員審査課長

総理府共済組合事務執行者

内閣総理大臣官房會計課長殿

非現業共済組合の甲種及び丙種組合員の動態統計調査

要綱について(回答)

八月二十日附に基づき標記調査原七名分を別紙のとおり提出する。

総理府

日本標準規格 B5 (14行群)

裏面白紙

25

總務部會 一三五号

昭和二十一年八月二十二日

内閣総務大臣官房統計課長

総務部若狭組合事務執行部

内閣総務大臣官房統計課長

非現業労働力の統計に際しては、労働組合員の動態も統計

調査に必要とする(回答)

月末日附録に基き、労働組合員七名分を提出紙の

より提出する。

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

整理番号

(月退、異動、死亡) (富)

非現業共済組合員動態調査票

共済組合

支部

所属所

氏名	市川 久子 印風	
① 積 合 員 別	甲種 丙種	② 男 女 別 男 女
③ 生 年 月	明 治 6年 5月 大 正 昭 和	④ 清 年 令 年
⑤ 採 入 月	明 治 24年 6月 大 正 昭 和	⑥ 勤 年 続 数 1年 4月
⑦ 俸 給 額	3 級 3 号 3. 00 9 円	⑧ 股 券 取 得 年 月 昭 和 25年 9 月
⑨ 股 券 取 得 動 由	死 任 退 転 転 亡 官 職 出 入	
⑩ 備 考	代 給 取 得 額 収 入 松 田 (印)	
<p>注 意 事 項 この調査は長期給付所算財源率及び責任準備金を計算する基礎となる大切な調査でありますから、必ず裏面の調査票記入心得をよく読んで流れなく、正確に記入して下さい。</p>		

大蔵省主計局

126

調査票記入心得

この調査は、昭和26年3月末日現在に、甲種及び丙種組合員であつた者並びに昭和25年4月1日から昭和26年3月末日までに組合を脱退又は異動した者について調査するものである。

- ①② 組合員の種別及び男女別の欄は、該当事項を○で囲むこと。
- ③ 生年月の欄は、生年の年号即ち明治、大正、昭和のうち、該当するものを○で囲むこと。なお生れた日は記入しないでよい。
- ④ 満年齢の欄は、満年齢を記入し、一年未満の歳数は切り捨てること。但し、脱退者については記入しないでよい。
- ⑤ 採用年月の欄は、雇用人として引き続き現在に至っている在職期間の最初に採用になつた年月を記入すること。この場合、年号即ち明治、大正、昭和のうち該当するものを○で囲むこと。
例えば、昭和20年10月に文部省の雇員に採用され、昭和23年4月に退職して、同日付又は翌日付で大蔵省に雇員として採用された場合の採用年月は、当然の昭和20年10月である。しかし、翌々日以後の日付で大蔵省に採用された場合は大蔵省に採用された日の属する月である。
- ⑥ 勤続年数の欄は、採用の月から昭和26年3月まで(死亡、任官、退職、転職をした者はその時まで)とすること。
(イ) なお過去において、一度任官したが定員等の関係で雇用人に降職して引續き勤務し、又は再度任官した場合には、当初からの勤続年数から中間の任官期間を控除したものを勤続年数とする。
この場合控除した期間と、中間に任官した場合に共済組合から退職一時金又はこれに相当する給付を受けたか、否かについて、要点を⑩の備考欄に記入すること。
(ロ) 在職期間の中途において、兵役、徴用に服した期間はこれを通算するが、兵役、徴用のために一度退職し、解除後九十日以内に復職した場合には、前後の在職期間を合算して、勤続年数とする。
この場合備考欄に要点を具体的に記入すること。
- ⑦ 俸給額の欄は、昭和26年3月末日現在(転入者を除いた脱退及び異動者については脱退異動の月まで)における発令俸給の級別号俸及び俸給月額を記入すること。級別号俸のない者については級別号俸の欄を斜線で抹消し、金額欄に掛金の標準となる給與月額を記入すること。
- ⑧ 脱退異動年月の欄は、死亡、任官、退職、転出の場合は、係属履歴書により組合事務担当官が、また転入の場合は、転入者がそれぞれ記入すること。
但し、丙種組合員は任官年月を備考欄に記入すること。
転出とは、雇用人が退職して同日付、又は翌日付をもつて再び雇用人として採用され、又は転動してその組合支部に所属する場合をいう。
- ⑨ 脱退異動の事由の欄は、該当事由を○で囲むこと。但し、転入、転出については⑥の記入心得を参照する外、自組合相互の転入、転出に限り⑩の備考欄に異動元の組合支部名又は異動先の組合支部名を記載すること。
- ⑩ 備考欄は、⑥の(イ)後段の退職給付の支給の有無、(ロ)の要点及び⑧第一項但書の丙種組合員の任官年月及び⑨の自組合相互の転入、転出の場合の支部名を記入し、又本人に代つて本票を記載した場合、これを記載した組合事務担当官、又はその他の代人の氏名を記入し捺印するの外、特記事項を記載すること。

整理番号

(現業員)

字

非現業共済組合員動態調査票

徳島共済組合 本行 支部

向島自然共済組合 支部

氏名	和泉 政子 (印)	
① 組織員別	甲種 丙種	② 男女別 男 女
③ 生年月	明治 大正 昭和 6年 2月	④ 満年齢 20 年
⑤ 採年月	明治 大正 昭和 20年 5月	⑥ 勤年数 5年 11月
⑦ 俸給額	4級 4号 4,300 円	⑧ 脱退勤年月 昭和 年 月
⑨ 脱退事由	死 任 退 転 転 亡 官 職 出 入	
⑩ 備考		
<p>注意事項 この調査は長期給付所算財源率及び責任準備金を計算する基礎となる大切な調査でありますから、必ず裏面の調査票記入心得をよく読んで洩れなく、正確に記入して下さい。</p>		

大蔵省主計局

127

調査票記入心得

この調査は、昭和26年3月末日現在に、甲種及び丙種組合員であつた者並びに昭和25年4月1日から昭和26年3月末日までに組合を脱退又は異動した者について調査するものである。

- ①② 組合員の種別及び男女別の欄は、該当事項を○で囲むこと。
- ③ 生年月の欄は、生年の年号即ち明治、大正、昭和のうち、該当するものを○で囲むこと。なお生れた日は記入しないでよい。
- ④ 満年齢の欄は、満年齢を記入し、一年未満の端数は切り捨てること。但し、脱退者については記入しないでよい。
- ⑤ 採用年月の欄は、雇用人として引き続き現在に至っている在職期間の最初に採用になつた年月を記入すること。この場合、年号即ち明治、大正、昭和のうち該当するものを○で囲むこと。
例えば、昭和20年10月に文部省の雇員に採用され、昭和23年4月に退職して、同日付又は翌日付で大蔵省に雇員として採用された場合の採用年月は、当然の昭和20年10月である。しかし、翌々日以後の日付で大蔵省に採用された場合は大蔵省に採用された日の属する月である。
- ⑥ 勤続年数の欄は、採用の月から昭和26年3月まで（死亡、任官、退職、転職をした者はその時まで）とすること。
(イ) なお過去において、一度任官したが定員等の関係で雇用人に降職して引續き勤務し、又は再度任官した場合には、当初からの勤続年数から中間の任官期間を控除したものを勤続年数とする。
この場合控除した期間と、中間に任官した場合に共済組合から退職一時金又はこれに相当する給付を受けたか、否かについて、要点を⑩の備考欄に記入すること。
(ロ) 在職期間の途中において、兵役、徴用に服した期間はこれを通算するが、兵役、徴用のために一度退職し、解除後九十日以内に復職した場合には、前後の在職期間を合算して、勤続年数とする。
この場合備考欄に要点を具体的に記入すること。
- ⑦ 俸給額の欄は、昭和26年3月末日現在（転入者を除いた脱退及び異動者については脱退異動の月まで）における発令俸給の級別号俸及び俸給月額を記入すること。級別号俸のない者については級別号俸の欄を斜線で抹消し、金額欄に掛金の標準となる給與月額を記入すること。
- ⑧ 脱退異動年月の欄は、死亡、任官、退職、転出の場合は、保管履歴書により組合事務担当官が、また転入の場合は、転入者がそれぞれ記入すること。
但し、丙種組合員は任官年月を備考欄に記入すること。
転出とは、雇用人が退職して同日付、又は翌日付をもつて再び雇用人として採用され、又は転動してその組合支部に所属する場合をいう。
- ⑨ 脱退異動の事由の欄は、該当事由を○で囲むこと。但し、転入、転出については⑤の記入心得を参照する外、自組合相互の転入、転出に限り⑩の備考欄に異動元の組合支部名又は異動先の組合支部名を記載すること。
- ⑩ 備考欄は、⑥の(イ)後援の退職給付の支給の有無、(ロ)の要点及び⑧第一項但書の丙種組合員の任官年月及び⑨の自組合相互の転入、転出の場合の支那名を記入し、又本人に代つて本票を記載した場合、これを記載した組合事務担当官、又はその他の代人の氏名を記入し捺印するの外、特記事項を記載すること。

整理番号

非現業共済組合員動態調査票

共済組合

支部

所属所

氏名						⑩					
① 組合員別		甲種		丙種		② 男女別		男		女	
③ 生年月		明治 大正 昭和		年 月		④ 満年齢				年	
⑤ 探年月		明治 大正 昭和		年 月		⑥ 勤年 続致				年 月	
⑦ 俸給額		級		号		⑧ 股異 退勤 年月		昭和		年 月	
⑨ 股の 退換 動由		死 亡		任 官		退 職		転 出		転 入	
⑩ 備 考											
<p>注意事項 この調査は長期給付所算財源率及び責任準備金を計算する基礎となる大切な調査でありますから、必ず裏面の調査票記入心得をよく読んで洩れなく、正確に記入して下さい。</p>											

大蔵省主計局

128

調査票記入心得

この調査は、昭和26年3月末日現在に、甲種及び丙種組合員であつた者並びに昭和25年4月1日から昭和26年3月末日までに組合を脱退又は異動した者について調査するものである。

- ①② 組合員の種別及び男女別の欄は、該当事項を○で囲むこと。
- ③ 生年月の欄は、生年の年号即ち明治、大正、昭和のうち、該当するものを○で囲むこと。なお生れた日は記入しないこと。
- ④ 満年齢の欄は、満年齢を記入し、一年未満の歳数は切り捨てること。但し、脱退者については記入しないこと。
- ⑤ 採用年月の欄は、雇用人として引き続き現在に至っている在職期間の最初に採用になつた年月を記入すること。この場合、年号即ち明治、大正、昭和のうち該当するものを○で囲むこと。
例えば、昭和20年10月に文部省の雇員に採用され、昭和23年4月に退職して、同日付又は翌日付で大蔵省に雇員として採用された場合の採用年月は、当分の昭和20年10月である。しかし、翌々日以後の日付で大蔵省に採用された場合は大蔵省に採用された日の属する月である。
- ⑥ 勤続年数の欄は、採用の月から昭和26年3月まで（死亡、任官、退職、転職をした者はその時まで）とすること。
(イ) なお過去において、一度任官したが定員等の関係で雇用人に降職して引續き勤務し、又は再度任官した場合には、当初からの勤続年月数から中間の任官期間を控除したものを勤続年月数とする。
この場合控除した期間と、中間に任官した場合に共済組合から退職一時金又はこれに相当する給付を受けたか、否かについて、要点を⑩の備考欄に記入すること。
(ロ) 在職期間の中途において、兵役、徴用に限した期間はこれを通算するが、兵役、徴用のために一度退職し、解除後九十日以内に復職した場合には、前後の在職期間を合算して、勤続年月数とする。
この場合備考欄に要点を具体的に記入すること。
- ⑦ 俸給額の欄は、昭和26年3月末日現在（転入者を除いた脱退及び異動者については脱退異動の月まで）における現給俸給の級別号俸及び俸給月額を記入すること。級別号俸のない者については級別号俸の欄を斜線で抹消し、金額欄に掛金の標準となる給與月額を記入すること。
- ⑧ 脱退異動年月の欄は、死亡、任官、退職、転出の場合は、保管履歴書により組合事務担当者が、また転入の場合は、転入者がそれぞれ記入すること。
但し、丙種組合員は任官年月を備考欄に記入すること。
転出とは、雇用人が退職して同日付、又は翌日付をもつて再び雇用人として採用され、又は転勤してその組合支部に所属する場合をいう。
- ⑨ 脱退異動の事由の欄は、該当事由を○で囲むこと。但し、転入、転出については⑤の記入心得を参照する外、自組合相互の転入、転出に限り⑩の備考欄に異動元の組合支部名又は異動先の組合支部名を記載すること。
- ⑩ 備考欄は、⑥の(イ)後段の退職給付の支給の有無、(ロ)の要点及び⑧第一項但書の丙種組合員の任官年月及び⑨の自組合相互の転入、転出の場合の支筆名を記入し、又本人に代つて本票を記載した場合、これを記載した組合事務担当者、又はその他の代人の氏名を記入し捺印するの外、特記事項を記載すること。

郵 票 番 号

非現業共済組合員動態調査票

共済組合

支部

所 属 所

氏 名		⑩	
① 組合員別	甲 種 丙 種	② 男女別	男 女
③ 生年月	明 治 年 月 大 正 昭 和	④ 満年齢	年
⑤ 探年月	明 治 年 月 大 正 昭 和	⑥ 勤年 続数	年 月
⑦ 俸給額	級 号 円	⑧ 股退勤年月	昭 和 年 月
⑨ 脱退事由	死 任 退 転 転 亡 官 職 出 入		
⑪ 備 考			
<p>注 意 事 項 この調査は長期給付所算率及び責任準備金を計算する基礎となる大切な調査でありますから、必ず裏面の調査票記入心得をよく読んで読れなく、正確に記入して下さい。</p>			

大 蔵 省 主 計 局

129

調査票記入心得

この調査は、昭和26年3月末日現在に、甲種及び丙種組合員であつた者並びに昭和25年4月1日から昭和26年3月末日までに組合を脱退又は異動した者について調査するものである。

- ① 組合員の種別及び男女別の欄は、該当事項を○で囲むこと。
- ② 生年月の欄は、生年の年号即ち明治、大正、昭和のうち、該当するものを○で囲むこと。なお生れた日は記入しないでよい。
- ③ 満年齢の欄は、満年齢を記入し、一年未満の歳数は切り捨てること。但し、脱退者については記入しないでよい。
- ④ 採用年月の欄は、雇用人として引き続き現在に至っている在職期間の最初に採用になつた年月を記入すること。この場合、年号即ち明治、大正、昭和のうち該当するものを○で囲むこと。
例えば、昭和20年10月に文部省の雇員に採用され、昭和23年4月に退職して、同日付又は翌日付で大蔵省に雇員として採用された場合の採用年月は、当初の昭和20年10月である。しかし、翌々日以後の日付で大蔵省に採用された場合は大蔵省に採用された日の属する月である。
- ⑤ 勤続年数の欄は、採用の月から昭和26年3月まで(死亡、任官、退職、転職をした者はその時まで)とすること。
(イ) なお過去において、一度任官したが定員等の関係で雇用人に降職して引続き勤務し、又は再度任官した場合には、当初からの勤続年数から中間の任官期間を控除したものを勤続年数とする。
この場合控除した期間と、中間に任官した場合に共済組合から退職一時金又はこれに相当する給付を受けたか、否かについて、要点を⑩の備考欄に記入すること。
(ロ) 在職期間の中途において、兵役、徴用に服した期間はこれを通算するが、兵役、徴用のために一度退職し、解除後九十日以内に復職した場合には、前後の在職期間を合算して、勤続年数とする。
この場合備考欄に要点を具体的に記入すること。
- ⑥ 俸給額の欄は、昭和26年3月末日現在(転入者を除いた受退及び異動者については脱退異動の月まで)における現令俸給の級別号俸及び俸給月額を記入すること。級別号俸のない者については級別号俸の欄を斜線で抹消し、金額欄に掛金の標準となる給與月額を記入すること。
- ⑦ 脱退異動年月の欄は、死亡、任官、退職、転出の場合は、保管履歴書により組合事務担当官が、また転入の場合は、転入者がそれぞれ記入すること。
但し、丙種組合員は任官年月を備考欄に記入すること。
転出とは、雇用人が退職して同日付、又は翌日付をもつて再び雇用人として採用され、又は転動してその組合支部に所属する場合をいう。
- ⑧ 脱退異動の事由の欄は、該当事由を○で囲むこと。但し、転入、転出については④の記入心得を参照する外、自組合相互の転入、転出に限り⑩の備考欄に異動元の組合支部名又は異動先の組合支部名を記載すること。
- ⑨ 備考欄は、④の(イ) 役段の退職給付の支給の有無、(ロ) の要点及び⑥第一項但書の丙種組合員の任官年月及び⑦の自組合相互の転入、転出の場合の支部名を記入し、又本人に代つて本票を記載した場合、これを記載した組合事務担当官、又はその他の代人の氏名を記入し捺印するの外、特記事項を記載すること。

1726.8.22
程出部

非現業共済組合員動態調査票

(1726.3.31現在)

130

総理府共済組合本部

内閣総理大臣官邸共済組合本部

氏名	組合員種別	性別	生年月日	満年齢	標準月給	勤続年数	級	俸給額	異動年月	備考
和泉政子	(伊)	女	6.2.15	20	20.5.14	5年11月	4	3,300		
下村勝彦	"	男	6.2.15	20	23.9.24	2年7月	3	3,550		
長田春雄	"	"	6.5.14	20	25.10.30	6ヶ月	3	3,650		
堀江生子	"	女	13.12.15	26	26.2.16	2月	3	3,650		
久保柳枝	"	"	2.2.19		22.10.13 20.5.14	3年1月	4	3,772	25.10.31	(伊)
市川文子	"	"	6.5.28		24.6.30	1年4月	3	3,009	25.9.30	
大橋文子	"	"	5.3.7		24.11.20	1年5月	3	3,650	26.3.31	

裏面白紙

総理府

日本標準規格 B5 (十行行線)

2

能成慶云 元三下号

昭和十一年八月二十日

由内閣總理大臣官房秘書官室長

總理府秘書官室長

由内閣總理大臣官房秘書官室長

學生協会の修学報告書提出

標記報告七八月分提出

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

101

総賤審会 才三六号

昭和二十六年八月二十五日

内閣総理大臣官房賤刷役員審査課長

総理府共済組合本府支部長

内閣総理大臣官房會計課長殿

厚生資金貸付報告書提出について

標記報告七八月分提出します。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

0

23

月別組合員貸付金報告書

昭和26年7月1日

總理府共済組合本府支却長殿

内閣總理大臣官房賤附役員審査課

下記の通り組合員貸付金報告書を提出します。

裏面白紙

月日	貸付組合員 総数	貸付金総額	回収額	残額	摘要
3	3	8,000	0	8,000	

昭和26年7月1日

総 務 府

月別組合員貸付金明細書

昭和26年7月1日

内閣総理大臣官房賤府役員審査課

月日	貸付者氏名	貸付額	回収額	残額	摘要
3	安田 巖	3,000.00	0	3,000.00	
	井上 桂	3,000.00	0	3,000.00	
	友永松雄	2,000.00	0	2,000.00	
	計 3名	8,000.00	0	8,000.00	

日本銀行法第 75 (十四行条)

総 冊 府

裏面白紙

裏面白紙

月別組合員貸付金報告書

昭和26年8月1日

総理府共済組合本府支部長殿

内閣総理大臣官房賤腐後負審査課

下記の通り組合員貸付金報告書を提出します。

月日	貸付組合員 総数	貸付金総額	回収額	残額	摘要
3	3	8,000	0	8,000	

日本標準規格 B5 (148x210)

総理府

月別組合員貸付金明細書

昭和26年8月1日現在

内閣総理大臣官房賤府役員審査課

月日	貸付者氏名	貸付額	回収額	残額	摘要
3	安田巖	3,000.00	0	3,000.00	
	井上桂	3,000.00	0	3,000.00	
	友永松雄	2,000.00	0	2,000.00	
	計3名	8,000.00	0	8,000.00	

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

総 額 在

總財審会 中三七号

昭和三年九月十日

内閣總理大臣官房財政部員審查課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

在取々員数月例報告に於て
八月分標記報告書一部を提出す。

總理府

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年9月1日現在

内閣總理大臣官房財政部役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
8	0	0	5	0	13	0	0	0

休職者等	休職者	0
	和局墨者	0
	計	0

特別職	名称	定員	現在員
	0	0	0
	0	0	0

裏面白紙

總財審會 才三八号

昭和二十六年九月十日

内閣總理大臣官房財測役員審査課長

内閣總理大臣官房会計課長殿

現員現給調提出につりて
八月分標記調書と二部提出する。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B6 (十四行罫)

現員現給調

昭和26年9月1日現在

内閣総理大臣官房財政部役員審査課

区	予算 人	現員現給		備考
		現員	給	
取 津 事 務 官 員 人	13	8	102,850	
取 津 事 務 官 員 人	8	5	83,700	
取 津 事 務 官 員 人	5	0	19,150	
取 津 事 務 官 員 人	0	0	0	
勤 務 地 手 当 事 務 官 員 人	13	8	28,865	
勤 務 地 手 当 事 務 官 員 人	8	5	24,075	
勤 務 地 手 当 事 務 官 員 人	5	0	4,790	
勤 務 地 手 当 事 務 官 員 人	0	0	0	
扶 養 手 当 事 務 官 員 人	13	8	12,600	
扶 養 手 当 事 務 官 員 人	8	5	12,600	
扶 養 手 当 事 務 官 員 人	5	0	0	
扶 養 手 当 事 務 官 員 人	0	0	0	
合 計	13	13	144,315	

総務課

現金現給額

昭和26年9月1日現在

内閣総理大臣官房給付員審査課

已分	平算人員	現金現給		備考	府
		現員	現給		
職員俸給	13	13	102,850		
事務官	8	8	83,900		
庶務員	5	5	19,150		
備人	0				
事務官	13	13	28,865		
事務官	8	8	24,075		
庶務員	5	5	47,900		
備人	0	0			
合計	13	13	126,000		
事務官	8	8	126,000		
庶務員	5	5			
備人	0	0			
合計	13	13	144,315		

總財審會 第五九号

昭和二十六年九月十日

内閣總理大臣官房財調課員審査課長

内閣總理大臣官房会計課長殿

總理府共済組合資金現計報告書提出についで
八月久標記報告書の一部提出する。

總理府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

組合員数 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年8月31日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	組合員数		俸組月額	扶養家族数	備考
	男	女			
前月未現在	10	3	103,750.00	26	
本日分					
加入者数					
脱退者数					
本月未現在	10	3	102,850.00	26	
内					
甲種組合員	2	3	19,150.00		
乙種組合員	8	0	83,700.00	26	

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年8月31日現在 内閣総理大臣官房賤肉役員審査課

種別	前月分未収額	本月份徴収額	計		相徴収額	繰越未収額
			人	円		
甲					5	人
乙					631.00	
計					2,762.00	
					3,393.00	

昭和 年度總理府共済組合資金現況計報告書
昭和26年8月27日現在 内閣總理大臣官房庶務課收員審査課

科目	本 月 分		本年度分累計	備 考
	回数	金額		
組合員掛金	13	3,393.00	16,937.00	
国庫負担金				
事務費收入				
預金利息收入				
保健福祉収入				
雑 收 入				
過拂返戻金				
前年度繰越金				
回送金				
収入計	13	3,393.00	16,937.00	
事務費				
療養給付(細別)				
(家族)				
療養費				
家族療養費				
分 規 費				
配偶者分規費				
哺育手当金				
埋葬料				
家族埋葬料			5,550.00	
平慰金				
家族弔慰金				
災害見舞金				
傷病手当金				
出産手当金				
休業手当金				
保健費				
福祉費				
雑 費				
過誤向付還金				
支出計	0		5,550.00	
収支残高		3,393.00	11,387.00	
前月繰越金		7,994.00		
翌月繰越高		11,387.00	11,387.00	

総財審会 才四。号

昭和六年九月十七日

内閣総理大臣官房財附役員審査課

外務省会計課 殿

借用備品の一部返納について、
貴省より借用中の備品別紙のとおり一部返納し
ます。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B6 (十四行線)

外務省備用備品現在数

昭和26年9月17日現在

品名	受入数	送納数	現在数
上机	1	0	1
廻轉椅子	2	0	2
並机	9	5	4
小椅子	11	5	6
丸卓子	1	0	1
小卓子	1	1	0
戸棚	4	2	2
スクリーン キャビネット	1	0	1
衡玉	1	0	1
帽子掛	2	0	2

總 務 府

裏面
白紙

日本書紀第25卷(十四行)

総裁審会 米四一号

昭和二十六年十月十日

内閣総理大臣官房 庶務課 役員審査課長

内閣総理大臣官房 会計課 長 殿

現員現給調提出に付

九月分標記報告書一部を提出する。

総
理
府

日本標準規格 B6 (148x210)

裏面白紙

現員現給調

昭和26年10月1日現在

区分	計算人	現員		現給	備考
		現員	現給		
取員俸給	13	11	93,625		
事務官	8	8	83,700		
雇員	5	3	9,925		
備人	0	0	0		
勤務地手当	13	11	26,558		
事務官	8	8	24,075		
雇員	5	3	2,483		
備人	0	0	0		
扶養手当	13	11	12,600		
事務官		8	12,600		
雇員					
備人					
計	13	11	138,783		

線 画 以

現金現給
昭和26年10月1日現在

内閣総理大臣官房財務課役員審査課

区分	人数	現金現給		備考
		人数	金額	
職員俸給	13	11	93,625	
事務官	8	8	83,700	
庶務員	5	3	7,925	
係人	0	0	0	
勤続手当	13	11	26,550	
事務官	8	8	24,075	
庶務員	5	3	2,483	
備人	0	0	0	
林務官	13	11	12,600	
事務官	8	8	12,600	
係人	0	0	0	
計	13	11	132,783	

總務課 号外

昭和二十一年十月二十日

内閣府 官制局 官制課 長官 官制課長

外務省 官制課 長官

借用備品の一部返納の事

貴省より借用中の備品別紙のとおり一部返納いたします。

総務 府

日本標準規格 B5 (十四行線)

裏面白紙

裏面白紙

總理府

得子樹	九子	並子	並子	並子	上子	戸子	戸子
				机片袖	机雨袖	棚名	
老脚	老脚	六脚	武脚	五脚	老脚	武脚	教量
							昭利平官年十月廿一日

外務省借用備中

昭利平官年十月廿一日

日本標準規格 B6 (十四行紙)

総賤審会 才四三号

昭和二十六年十月十日

内閣総理大臣官房賤用役員査課長

内閣総理大臣官房会計課長 殿

在取々員数月例報告に
九月分標記報告書一部を提出せしめし。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

42

在職人員數月例報告

昭和6年10月1日現在

内閣總理大臣官房財政役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
87	0	0	1	1	89	13	5	5.7

休職者等	休職者	0
	未帰還者	0
	計	0

特別職	名称	定員	現在員
		0	0
		0	0

裏面白紙

様式第一一四号

年金決定請求書

共済事務担当官

所屬組合 総理府 共済組合 支部 所屬所

組合員種別 甲 種組合員

本人は、法第九十四條第一項第二号及び法第十三條第四号に該当しないものであることを證明する。

法第二十六條により控除すべき金額 円 内訳

退職当時の所在地 東京都千代田区三軒小五

退職支給機関 名称 内閣府共済組合 事務課

国家公務員共済組合法により
なお、この受付を受けることについて、この請求書のはかには手續をしないことを申し添えます。

昭和 年 月 日
現住所 東京都中央区同楽町一丁目
氏名 加藤 敏子

非現業共済組合連合会理事長殿
昭和 年 月 日 敏子

※裏面の記載心得を踏んでから記載して下さい。

郵便局 東京 郵便局	印 検 明 證	
	共 組 共 長 部 支 長 属 所	府 政 機 所 関 機 長 の

記載心得

一 この請求書は、左の場合に用いること。

(一) 退職年金決定、退職年金額改定又は廃疾年金決定の請求の場合

(二) 退職一時金又は廃疾一時金請求の場合

二 左に掲げる事項については、退職(丙種組合員にあつてはその資格消滅又は放棄)当時のものを記載すること。

(一) 所属組合及び支部の名称

(二) 組合員証の記号、番号

(三) 組合員種別

三 廃疾給付請求の場合は、左に掲げる証明書を添付すること。

(一) 法第六十條に該当する事実の証明(証明者は、組合支部長又は所属長に限る。)

(二) 法第二十九條に該当する事実の証明(証明者は、(一)に同じ)

(三) 給付の原因たる事故が公務によらない事実証明の証明(証明者は、政府所属機関の長に限る。)

四 法第二十六條により控除すべき金額については、共済組合事務担当官から該当事項を記載して貰うこと。

五 法第五十九條に該当する事実の有無及び事実に対する意見については、政府所属機関の長の事実説明書及び意見書を添付すること。

六 退職(丙種組合員にあつてはその資格消滅又は放棄)当時の俸給支給機関の名称は、

省

庁

局

支

出

官

氏

名

と

記載すること。

省

庁

局

支

出

官

氏

名

と

記載すること。

省

庁

局

支

出

官

氏

名

と

記載すること。

省

庁

局

支

出

官

氏

名

と

記載すること。

省

庁

局

支

出

官

氏

名

と

注意事項

一 この請求書には、左に掲げる書類を添付すること。

(一) 政府所属機関の長の証明にかかるとる履歴書(様式第一〇四号)

(二) 印鑑票(様式第一一一号。年金決定請求の場合に限る。)

(三) 戸籍抄本又はこれに代るべき証明書(年金決定請求の場合に限る。)

(四) 診断書(様式第一一五号。廃疾給付請求の場合に限る。)

(五) この請求書は、左記に添付すること。

東京都代田区富世町一丁目十番地

共済ビル内

非現業共済組合連合会給付課

履 歴 書

実

退職当時の職名 総理府府

氏名 和泉 政子
昭和二十六年二月十五日生

年月日	記	官公署名
昭和二十五年五月十四日	外務省給仕に命ず	外務省
22. 3. 31	大正十四年文書課勤務に命ず 外務省寫字はせに命ず	外務省
" 9. 30	大正十四年文書課勤務に命ず 給月給十二千を給	外務省
23. 1. 1	大正十四年文書課勤務に命ず 給月給十二千を給する	外務省
23. 1. 31	三級三等俸に給する	外務省
" 4. 15	外務省在任に命ず	外務省
23. 12. 1	三級三等俸に給する 大正十四年文書課勤務に命ず	外務省
23. 12. 31	三級三年俸に給する	
24. 5. 31	三級四年俸に給する 運取手給は支給し	外務省
" 5. 31	三級四年俸に給する 総理府在任に命ず	総理府府
6. 1	三級四年俸に給する 昭和十四年法律第二十七号による総理府在任時	総理府府
6. 30	三級五年俸に給する 総理府在任に命ず	総理府府
12. 31	三級五年俸に給する 総理府在任に命ず	総理府府

右相違ないことを証明する。

昭和二十六年十月十日

(政府所属機関の長)
(官職、氏名、官印)

裏面の記載心得を踏んでから記載して下さい。

官印

記載心得

履歴書は、各官公署の慣用の例式によるものとし、少くとも左の事項を明らかにすること。

一 身分(工員、臨時用人、用人、臨時雇、雇、嘱託、属、技手、理事官、何々職吏員等)及び職名(自動車運転手、タイピスト、筆生、電話交換手、巡視、小使、給仕、火夫等)の発令年月日及び発令官公署
常勤、非常勤の別あるもの(嘱託等)はその別

二 本俸又は本給の号俸(級俸)発令額、発令年月日及び発令官公署

三 出向、休職、停職、退官、退職の発令年月日及び発令官公署
休職、停職、退官、退職についてはその理由

(例) 疾病、懲戒、刑の確定、休職満期、自己便宜、廃官等

四 懲戒處分の内容、発令年月日及び発令官公署

官制の改正等により称号等を用いないで以上の各事項に變更のあつた場合も、その旨掲記すること。
五 発令年月日はアラビア文字で記入すること。

(例 昭和第、第、加)

歴代

現任

東洋者其邑西仲道三八

六五

二七

和政子

西妻有二月十日

記載心得

履歴書は、各官公署の慣用の例式によるものとし、少くとも左の事項を明らかにすること。

一 身分(工員、臨時用人、用人、臨時雇、嘱託、属、技手、理事官、何人職員等)及び職名(自動車運転手、タイピスト、筆生、電話交換手、巡視、小使、給仕、火夫等)の発令年月日及び発令官公署

常勤、非常勤の別あるもの(嘱託等)はその別

二 本俸又は本給の号俸(級俸)発令額、発令年月日及び発令官公署

三 出向、休職、停職、退官、退職の発令年月日及び発令官公署

休職、停職、退官、退職についてはその理由

(例) 疾病、懲戒、刑の確定、休職満期、自己便宜、廃官等

四 懲戒處分の内容、発令年月日及び発令官公署

官制の改正等により階令等を用いないで以上の各事項に変更のあつた場合も、その旨掲載すること。

五 発令年月日はアラビア文字で記入すること。

(例) 昭和五年三月十日

様式第一一四号

年金決定金請求書

共済事務担当官

所属組合 組合員種 記号番号	総理府 共済組合 支部	組合員種別 甲	種組合員	所屬所
	第26十八号			
本人は、法第九十四條第一項第二号及び法第十三條第四号に該当しないものであることを證明する。				
法第二十六條により 控除すべき金額	田	内		
退職当時の 俸給支給機関	所在地	名称		
	東京都千代田区三軒三丁目五	約稿結実生計課		
国家公務員共済組合法により なお、この受付を受けることについて、この請求書のほかには手續をしないことを申し添えます。				
昭和二十年九月 日 現住所 神奈川県横浜市神奈川区磯子区磯子三丁目一 氏名 藤田 幸子 大正十三年十二月 日生				
郵便局		印 明 證 共 組 共 合 組 濟 長 部 支 長 属 所 府 政 機 関 機 の 長 長 部 支 長 属 所 自署内事務課 事務課長 藤田 幸子		
郵便局				

※裏面の記載心得を踏んでから記載して下さい。

記載心得

- 一 この請求書は、左の場合に用いること。
 - (一) 退職年金決定、退職年金額改定又は廃疾年金決定の請求の場合
 - (二) 退職一時金又は廃疾一時金請求の場合
- 二 左に掲げる事項については、退職（丙種組合員にあつてはその資格消滅又は放棄）当時のものを記載すること。
 - (一) 所属組合及び支部の名称
 - (二) 組合員証の記号、番号
 - (三) 組合員種別
- 三 廃疾給付請求の場合は、左に掲げる証明書を添付すること。
 - (一) 法第六十條に該当する事実の証明（証明者は、組合支部長又は所属長に限る。）
 - (二) 法第二十九條に該当する事実の証明（証明者は、(一)に同じ）
- 四 給付の原因たる事故が公務によらない事実証明の証明（証明者は、政府所属機関の長に限る。）
- 五 法第二十六條により控除すべき金額については、共済組合事務担当官から該当事項を記載して貰うこと。
- 六 法第五十九條に該当する事実の有無及び事実に対する意見については、政府所属機関の長の事実説明書及び意見書を添付すること。

六 退職（丙種組合員にあつてはその資格消滅又は放棄）当時の俸給支給機関の名称は、

何々省 何々庁 何々局 何々支 何々官 何々氏 何々名 何々と記載すること。

七 各欄は、所属機関の共済組合事務担当官の検閲を受け、証明検印欄にそれぞれの検印（官印）を受けすること。

注意事項

一 この請求書には、左に掲げる書類を添付すること。

(一) 政府所属機関の長の証明にかかるとる履歴書（様式第一〇四号）

(二) 印鑑票（様式第一一一号、年金決定請求の場合に限る。）

(三) 原簿抄本又はこれに代るべき証明書（年金決定請求の場合に限る。）

(四) 診断書（様式第一一五号、廃疾給付請求の場合に限る。）

この請求書は、左記に書留で郵送すること。

東京都千代田区富士見町一丁目十番地

共済ビル内

非現業共済組合連合金給付課

履歴書

新籍 神奈川 逗子 逗子三三二
既住 神奈川 逗子 逗子三三一
一 氏名 堀江 美由緒

堀江 美由緒

昭和十三年十一月五日

記載心得

履歴書は、各官公署の慣用の例式によるものとし、少くとも左の事項を明らかにすること。

- 一 身分(工員、臨時用人、用人、臨時雇、雇、傭託、雇、技手、理事官、何れ職員等)及び職名(自動車運転手、ライピス、筆生、電話交換手、巡視、小使、給仕、火夫等)の発令年月日及び発令官公署
常勤、非常勤の別あるもの(傭託等)はその別
- 二 本俸又は本給の号俸(級俸)、発令年月日及び発令官公署
- 三 出向、休職、停職、退官、退職の発令年月日及び発令官公署
休職、停職、退官、退職についてはその理由
- 四 懲戒、懲戒、刑の確定、休職満期、自己便宜、廃官等
懲戒処分の内容、発令年月日及び発令官公署
- 五 官制の改正等により称号等を用いないで以上の各事項に變更のあつた場合も、その旨記載すること。
発令年月日はアラビア文字で記入すること。

(例) 昭和十三年十一月五日

総賤審会 才四三号

昭和二十六年十月十日

内閣総理大臣官房賤税役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

総理府艾済組合資金現計報告書提出に
九月分標記報告書一部を提出す。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

昭和26年度總理片共済組合資金現計報告書
 昭和26年9月3日現在 内閣総理大臣官房財政課税務調査課

科目	本 月 分		本年度分累計 日数	備 考
	原数	金額		
組合員掛金	11			
国庫負担金		3,089.00	26	22,026.00
事務費収入				
預金利息収入				
保健福祉収入				
雑 収入				
過拂返戻金				
前年度繰越金				
同送金				
収入計	11	3,089.00	26	22,026.00
事務費				
療養給付(組合員)				
" (家族)				
療養費				
家族療養費				
分 岐 費				
面会調査分岐費				
哺育手当金				
埋葬料				
家族埋葬料				15,550.00
平慰金				
家族平慰金				
災害見舞金				
傷病手当金				
出産手当金				
休業手当金				
保健費				
福祉費				
雑 費				
過渡的返還金				
支出計	0	0		15,550.00
収支残高		2,089.00		14,476.00
前月繰越金		11,387.00		
翌月繰越高		14,476.00		14,476.00

組合員數 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年9月3日現在 内閣総理大臣官房賤役員審査課

種別	組合員數		俸組月額	扶養家族數	備考
	男	女			
前月未現在	10	3	102,850.00	26	
本日分	0	0			
加入者數					
脱退者數					
本月未現在	9	2	93,625.00	26	
内	1	2	9,925.00		
記	8	0	83,700.00	26	

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年9月3日現在 内閣総理大臣官房賤役員審査課

種別	前月分未収額	本分調定額	計		相徴収額	繰越未収額
			人	円		
甲			3		327.00	
乙			8		2,762.00	
計			11		3,089.00	

3部

簿

總計表會天四四号

昭和二十一年十月十七日

内閣總理大臣官房財閥役員審査課長

堀内正名

内閣總理大臣官房財閥役員審査課長

昭和二十一年十月十七日

此の通り昭和二十一年十月十七日

昭和二十一年十月十七日

昭和二十一年十月十七日

総理府

裏面白紙

退職手当算定書

官職名 経理府 職 係 政子
 給付 年 月 日 1911年 1917年 6月 5日

俸給月額 (446.5号) 6.450円
 6.450円 148.34年

基礎額 148.34年 x (25¹⁰ x 6年) = 22,251円
 (25¹⁰ x 2.5年 + 12.5年 x 142.84年 x 4条適用)

控除額 (退職給付) 148.34年 x (17¹⁰ x 6年) = 6,230.28円

差引支給額 22,251円 - 6,230.28円 = 16,020.72円
 合計 16,021円

裏面白紙

総理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

総理府

昭和25年南滿洲
官職名 総務局長 振任 芝野
8月

俸給月額 (3級3号) 3,650円
12/1967年

日 額

基準額 $12/1967 \times (25 \times 1) = 3,041.25$ 円
(昭和25年法律第142号第4条第1項第1号適用)
2以上、1以下、1以下30

加算 25年法律142号第5条適用可
8月

俸給月額 (3級3号) 3,650円
7/13月

勤勞地手前 俸給月額 勤勞地手前
基準額 3,650円 + 913円 = 4,563円

支給額 4,563円

決定 4,563円

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

總理府

退職手当算定書	
官氏名	總理府 和泉政子
官給	給 (5月切替)
俸給月額	4-5 4,450円
基礎額	14,893円4角
	$14,893円4角 \times (25 \times 6) = 22,251円$
	(昭和24年政令第264号并外条適用)
控除額	
(共済掛金 退職一時金)	$14,893円4角 \times (7 \times 6) = 6,230円28角$
差引支給額	$22,251円 - 6,230円28角 = 16,021円$

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

総理府

通帳年算定書	
官氏名	経理院 塚本 幸次
在	
	9月
俸給月額	3,650円
勤務地手当	912円
差遣額 旅費保障額	4,563円
昭和29年12月26日 付5中、11上	
控除額	0
差引支給額	<u>4,563円</u>

日本標準規格 B5 (十四行罫)

總財審會第44号

昭和二十五年十月十日

内閣總理大臣官房財政役員審査課長 堀内正名

内閣總理大臣官房會計課長 有藤常勝殿

退職手当支給額について

別紙調書才一号のとおり退職手当金貳萬五百八拾四圓也を
御支給願ひます。

此の退職手当は別紙附議決定(昭和二十五年十月五日)に基づいて

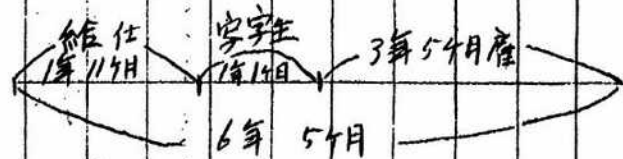
昭和二十五年法律才一五号第四条才一項才一号の規定を適用して
も算入しております。

総
理
府

裏
面
白
紙

退職手当算定書

官取姓 総理府 和泉政子



俸給月額 (4級5号)
日 額

¥ 4,501円
148,193円

基準額 $148,193円 \times (25日 \times 6年) = 22,251,195円$
(昭和25年政令第142号第4条適用)

控除額

(未済組合) 148,193円 $\times (7日 \times 6年) = 6,230,192円$
(退職一時金)

差引支給額 $22,251,195円 - 6,230,192円 = 16,020,993円$

即 16,021,000円

裏面白紙

総理府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

退職手当算定書

官取姓 總理府産 堀江きん太

84月

俸給月額(3級3号) 3,650円
月額 12/1467円

基準額 (2/1967年×125月×1年) = 3,641円75銭
昭和25年法律142号4条1項第1号適用)
以上のとおり
昭和25年法律142号5条百適用す

84月

俸給月額(3級3号) 3,650円
勤務地給 913円

基準額 俸給月額 勤務地給
3,650円 + 913円 = 4,563円

支給額 4,563円

決定 4,563円

總理府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行算)

第一號

退職手當調書

内閣総理大臣官房庶務員審査課

官職	氏名	退職手當(円)	退職年月日	送附先	備考
秘書官	和泉政子	六〇二一円	昭和二十六年九月九日	官舎 今井様	別紙算定書 のとおり
	堀江幸子	四五六三円	昭和二十六年九月九日		
	二名	二〇五八四円	昭和二十六年九月九日		
			昭和二十六年九月九日		
			昭和二十六年九月九日		
			昭和二十六年九月九日		
			昭和二十六年九月九日		
			昭和二十六年九月九日		

署名
署名

裏面白紙

履 歴 書

原籍 東京都中央区月島西仲通り二丁目八番地
 現住所 東京都中央区月島東河岸通り四丁目六番地
 戸主 源次郎 三女

和泉政子

昭和六年二月十五日生

學 歴

年月日

記 事

官公署名

昭和 20 3	東京都中央区月島第三高等學校高等科卒業
21 4	大妻學院高等學校入學
24 5	同校卒業

總 理 府

職 歴

20 5 14	外務省給仕と命す	外務省
22 5 31	大臣官房文書課勤務と命す 外務省寫字生と命す 給月給十二号給	外務省
29 9 20	大臣官房文書課勤務と命す 給月給十二号給	外務省
20 12 31	月給二十号給と給す	外務省
20 1 1	三級三号俸と給す	外務省
20 8 15	外務省雇と命す 三級三号俸と給す	外務省
20 12 1	大臣官房文書課勤務と命す 昭和三年法律第二六五号による再計算に より三級三号俸と給す	外務省

年月日

記事

官公署名

昭和23.12.31

三級四号俸と給する

外務省

24.5.31

退職

退職手当は支給しない

総理庁雇と命ずる

総理庁

三級四号俸と給する

総理庁

総理府官房財税役員審査課勤務と命ずる

総理府

昭和二十四年法律第一二七号により総理府

雇は総理府雇と改す

三級五号俸と給する

総理府

三級六号俸と給する

総理府

三級七号俸と給する

総理府

四級四号俸と給する

総理府

四級五号俸と給する

総理府

総理府

26.9.30

退職

総理府

裏面白紙

履歴書
 原籍 神川縣逗子町逗子三二一
 現住所 神川縣逗子町逗子三二一
 戸主 堀江比美雄養女
 堀江比美よ
 大正十三年五月五日生

年号	月	日	任免	賞罰	等	庁名
昭和一二	四	八	逗子実践女学校入学			
一六	三	二	同校卒業			
二二	四	一〇	久里波ドレスソー女学院入学			
二三	三	二七	同校卒業			
			職歴			
二二	三	三〇	海軍施設補給部入部			
総理府						
二〇	八	一五	終戦に依り解散			
二六	一	一六	総理府雇を命ずる			総理府
			三級三号俸を給ずる			
			内閣総理大臣官房成用役員審査課			
			勤務を命ずる			
	九	九	退職			総理府

裏面白紙

寫

總人給ヲ三五号

昭和六年十月九日

内閣總理大臣官舎事務局長

栗山謙平

内閣總理大臣官舎事務局長 櫻井正三 殿

國家公務員等ニ對する退職手当の臨時措置に關する
法律(昭和五年法律第四百七号) 第四條第一項
第一号の規定の適用に關して

八月二十日附内閣總理大臣宛依頼の標記はつて別紙
の通り閣議決議の上十月五日付閣議決定となり
まゝ右を通知いたします。

總理府

日本標準規格 B6 (14行罫)

裏面白紙

寫

總人給第七八号

昭和十六年十月四日

内閣總理大臣

吉田 茂

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

内閣總理大臣官房政務課長 昭和十六年七月十日
 財閥同族支配力排除法 施行規則を廃止する 總理府令
 (昭和十六年總理府令第二十号)の施行により、その所掌事務
 は事實上停止せしむる同課の組織及び人員の廃止に因する
 法律第二十期國會に提出せしむる第百四十二号の法律(昭和十六
 年七月十日以降退職し又は退職する職員に并し、國家公務
 員等に并する退職手当の臨時措置に關する法律)昭和
 十六年法律第百四十二号)の第四号(一項)の規定を

總理 附

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

商
用
の
紙
に
別
紙
に
主
要
議
を
本
の
事
。

総
理
府

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏
面
白
紙

總財審會第百四号

昭和二十六年十月十七日

内閣總理大臣官房財政部役員審査課長 堀内正友

内閣總理大臣官房會計課長 有藤常勝殿

退職手当支給額について

別紙調書才一号のとおりに退職手当金貳萬五千八百四圓也を
御支給願ひます。

此の退職手当は別紙附議決定(昭和二十五年十月五日)に基づき
昭和二十五年改定才一四号第百四条才一項才一号の規定を適用し
たものとあります。

総
理
府

日本標準規格 B5 (14行罫)

裏
面
白
紙

退職手当算定書

官取如 総理府在 和泉政子



俸給月額 (4級5号) 4,450円
 日額 148,193.4円

基準額 (148,193.4円 × (25日 × 6年)) = 22,251円
 (昭和25年政令第142号第4条適用)

控除額
 (共済組合 退職一時金) 148,193.4円 × (7日 × 6年) = 6,230,192.8円

差引支給額 22,251円 - 6,230,192.8円 = 16,020,197.2円

即 16,021円

裏面白紙

総理府

日本標準規格 B6 (14行罫)

裏面白紙

退職手当算定書

官取在 總理府産 堀江きつ子

← 84月 →

俸給月額 (3級 現) 3,650円
 日 額 12/1967年

基準額 (2/1967年 × 125月 / 年) = 3,641円75銭
 (昭和25年法律142号が4年適用) (普通用)
 次上の七割に付3割
 昭和25年法律142号が5年適用可也

← 84月 →

俸給月額 (3級 3号) 3,650円
 勤務地手当 9/319

基準額 俸給月額 + 勤務地手当
 3,650円 + 9/319 = 4,563円

支給額 4,563円

決定 4,563円

総
理
府

日本標準規格 B5 (147×102)

總賅審会才四五号

昭和二十六年十月七日

内閣總理大臣官房賅役員審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

現員現給調提出に付て

十月分標記調書を二部提出する。

總理府

裏面白紙

日本標準規格 B6 (十四行罫)

現員現給調

昭和26年11月1日現在
内閣総理大臣官房成用役員審査課

区 分	予算 人	現員現給調		備 考
		現員	現給	
職員俸給	13	7	78,000	
事務官	8	6	74,250	
雇 員	5	1	3,750	
備 人	0	0	0	
勤務地手当	13	7	22,151	
事務官	8	6	21,213	
雇 員	5	1	938	
備 人	0	0	0	
扶養手当	13	7	10,600	
事務官	8	6	10,600	
雇 員	5	1	0	
備 人	0	0	0	
合 計	13	7	110,751	

内 閣 府

現員現給額

昭和26年11月1日現在

内閣府現給額(内閣府)役員室室員

区分	人員		現給額(円)		備考
	現員	現給	現員	現給	
職員俸給	13	7	78,000		
事務官	8	6	74,250		
庶務	5	1	3,750		
備員	0	0	0		
勤務地年費	13	7	22,150		
事務官	8	6	21,210		
庶務	5	1	9,280		
備員	0	0	0		
総計					
扶養手当	13	7	10,600		
事務官	8	6	10,600		
庶務	5	1	0		
備員	0	0	0		
合計	13	7	110,250		

3部

総賅審会 中四六号

昭和二十六年十月七日

内閣総理大臣官房賅賅後員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

総理府共済組合決算金現計報告書提出の
十月分標記報告書一部を提出する。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

組合員数 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和26年10月3日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	組合員数		俸組月額	扶養家族数	備考
	男	女			
前月未現在	9	2	93,625.00	26	
本日分	0	0	0.00		
加入者数	2	2	15,625.00	8	
脱退者数	7	0	78,000.00	18	
本月未現在	1	0	27,500.00		
甲種組合員	6	0	74,250.00	18	
乙種組合員					

組合員掛金徴収状況報告書

昭和26年10月3日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	前月未収額	本分調定額	計	相徴収額		繰越未収額
				人	円	
甲				1	124.00	
乙				6	2,449.00	
計				7	2,573.00	

昭和 年度 總理庁 共済組合 資金 現況 計 報告書
 昭和 26 年 10 月 31 日 現在 内閣 總理大臣 官房 財政 課 査査 課

科目	本 月		本 年 度 分 計	備 考
	日 数	金 額		
組合員掛金	7	2,573.00	22,599.00	
国庫員預金				
事務費收入				
預金利息收入				
保健福祉收入				
雑 收入				
送附金				
前年度繰越金				
同益金				
收入計	7	2,573.00	22,599.00	
事務費				
療養給付(総額)				
(滞り)				
療養費				
家族療養費				
公 費				
職員手当				
理 費				
採買材料				
下 庫 金			5,550.00	
家賃金				
雑 金				
備前金				
出 産 金				
小 金				
件 送 費				
福祉費				
雑 費				
送附金				
支出計	0		5,550.00	
収支残高		2,573.00	17,049.00	
前月繰越金		14,476.00		
翌月繰越高		17,049.00	17,049.00	

総賤審会 不五一号

昭和二十六年五月十一日

内閣總理大臣官房賤附後負審査課長

内閣總理大臣官房会計課長殿

昭和二十年度公務員宿舍設置計画資料の

提出方より (回答)

去月六日附總會発不二三〇号に基き、標記の件に付て
査課に付該等事項かなるを仰承知願する。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十開行紙)

徳島県庁

第五一三号

昭和七年十月十二日

白濁結核患者の検疫手続を定める件

白濁結核患者の検疫手続を定める件

昭和七年度保健衛生部宿舎校舎設計画資料

提出方針
本府の白濁結核患者の検疫手続を定める件
を標本検疫事項が在りて之を仰承し知照す

総一理府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

総賅審会 才四七号

昭和二十六年十月七日

内閣総理大臣官房賅役員審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

在取々員数月例報告について
十月分標記報告書一部を提出する。

日本標準規格 B6 (十行行距)

裏面白紙

在職人員數目例報告

昭和26年11月1日現在

内閣総理大臣官房財務役員審査課

事務官	技官	教官	雇員	傭人	計	定員	欠員	欠員率
6	0	0	1	0	7	13	5	38%

(人員増減の
ための欠員)

休職者 計	休職者	0
	欠員	0
	計	0

特別職	名称	定員	現在員
	0	0	0
	0	0	0

裏面白紙

總裁審査会 不四八号

昭和二十六年五月十日

内閣総理大臣官房或内役負審査課長

内閣総理大臣官房会計課長殿

現貨現給調提出にツキ
十月分標記報告書一部を提出する。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行版)

裏面白紙

現員現給 相

子部

193

昭和26年12月11日現字
内務省現給員名簿付録後表裏至抄

氏名	年 定員	現員現給		備考
		現員	現給	
職員俸給	13	7	57,600	
事務長	8	6	53,850	
庶長	5	1	3,750	
備人		0	0	
勤務地手市	13	7	15,901	
予給員	8	6	14,963	
庶長	5	1	935	
備人	0	0	0	
扶養手当	13	7	6,000	
可成費	8	7	6,000	
庶長	5			
備人	0			
計	13	7	79,501	

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

現負現給調

昭和26年12月1日現在

内閣総理大臣官房内閣投資審査課

已分	算定		現負現給		備考
	定員	現員	現員	給	
取負係給	13	7	57,600		
事務官	8	6	53,850		
雇員	5	1	3,750		
備人	0	0	0		
勤務手当	13	7	15,901		
事務長	8	6	14,963		
雇員	5	1	938		
備人	0	0	0		
扶養手当	13	7	6,000		
給	5		6,010		
計	0				
	13	7	79,501		

内閣府

総裁審会才四九号

昭和二十六年五月十日

内閣総理大臣官房庶務課長

内閣総大臣官房会計課長殿

総理府共済組合資金現計報告書提出に
ついでに、上月分標記報告書一部を提出する。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

總裁審会才四九号

昭和二十六年五月十日

内閣總理大臣官房或成役負審査課長

内閣總理大臣官房會計課長殿

總理府共済組合資金現計報告書提出に
つき、
五月分標記報告書一部を提出す。

総
理
府

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏
面
白
紙

総裁審会才四九号

昭和二十六年十月十日

内閣総理大臣官房庶務員審査課長

内閣総大臣官房会計課長殿

総理府共済組合資金現計報告書提出について
十月分標記報告書一部を提出す。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行線)

裏面白紙

総賅審会才五〇号

昭和十六年十一月十日

内閣総理大臣官房賅役負審査課長

内閣総理大臣官房会計会長殿

存取々負数月例報告ハツテ
十一月分標記報告書一部を提出する。

総
理
府

日本標準規格 B6 (十四行罫)

裏面白紙

總賅審会才五〇号

昭和十六年十一月十日

内閣總理大臣官房賅役負責審查課長

内閣總理大臣官房會計會長殿

在取々負數月例報告に付て
十一月分標記報告書一部を提出する。

總理府

日本標準規格 B5 (十内行紙)

裏面白紙

総裁審会才五〇号

昭和廿六年五月十日

内閣総理大臣官房既内役員審査課長

内閣総理大臣官房会計会長殿

在私々負数月例報告に付て
上月分標記報告書一部を提出する。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏
面
白
紙

5部

内閣総理大臣官房財関役員審査課

昭和26年度給共予算経理訓

(6月12日現在)

区 別	予 算		実 行 予 算			遅 不 足		備 考		
	人員	単価	金額	人員	単価	金額	人員		単価	金額
本 俸	13	78,120	1,015,560	13	94,680	1,230,680	13	16,568	215,120	<p>実行予算額は6月12日 現在現給を昇給を見込 ます年間に引延びした ものを見込み調整の こと。 現在員訓と各四部 7月6日迄に作成して 提出のこと。</p>
扶 養 手 当	13人	9,480	123,240	13人	11,640	151,320	13人	2,160	28,120	
勤 勞 地 手 当	15% 13人	21,840	293,940	25% 13人	26,580	345,540	25% 13人	4,740	61,600	
計										
年 末 手 当			59,300	13	5,537	71,981			12,681	
合 計			1,482,000			1,367,639			317,525 244,844	

12

昭和26.7.5提出

裏面白紙

5部

↑
 (部) 内閣総理大臣官房財務役員審査課 級別 反号別 現在人員調

6月12日現在

級 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計	備 考
1																
2																
3			3					1		1					1	
4			1	1							1				2	
5					1			2			1				2	
6									1						1	
7																
8																
9																
10																
特																
計			4	1	1			2	1	1	2				13	
摘 要																

172.26.7.5 提出

裏面白紙

裏面白紙

		級別及 内閣総理大臣官房既出役員審査課								号別現在人員調							
										6月12日現在							
号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計	備考
1																	
2											1					1	
3				3					1							4	
4				1	1							1				3	
5						1			2			1				4	
6										1						1	
7																	
8																	
9																	
10																	
特																	
計				4	1	1			3	1	1	2				13	
摘要																	

総理府

昭和26年度給与予算經理調

内閣總理大臣官房賤内役員審査課

(6月12日現在)

区 別	予 算			実 行 予 算			遅 不 足			備 考
	人員	単価	金額	人員	単価	金額	人員	単価	金額	
本 俸	13	78,120 ^円	1,015,560 ^円	13	94,688 ^円	1,220,684 ^円	13	16,568	215,124 ^円	
扶 養 手 当	13人	9,480	123,200	13人	11,640	151,320	13人	2,160	28,120	
勤 務 地 手 当	25% 13人	21,840	283,940	25% 13人	26,580	345,540	25% 13人	4,740	61,600	
計										
年 末 手 当			59,300	13	5,537	71,981			12,681	
合 計			1,482,000			1,367,639			317,525	

総
理
府

裏
面
白
紙

204

統制委員会 第五三三号

昭和二十六年十二月三十日

大岡統制委員会事務局長殿

大岡統制委員会事務局長殿

備前。廃棄物外願のついで
當課の備前中別紙備前を廃棄物外分として取扱
い下さる様宜敷と仰取討い方を仰願しなす。

総 理 府

日本標準規格 B.6 (十四行紙)

裏面白紙

庭葉殿の備品

内閣総理大臣官邸庶務課庶務係

品名	数量	備考
ハケツ	2	
塵取	1	
ハケツ (硝子製)	4	
名刺巻	5	
硯石	4	
火箸	2	
鉄	2	
竹尺	3	

日本標準規格 B5 (十行用紙)

整理 符

裏面白紙

裏面白紙

(郵局 〇〇〇) 級別及官制別人員調査 昭和27年10月1日現在

級 号	級別														計	昭和27年10月1日現在			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		級	号	人	数
1																			
2									1							1			
3			1					1								1			
4			1							1						2			
5										1						1			
6					1			1								2			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
特																			
計			1		1			2		1	2					7			
摘 要	事務官 6人 雇 人 1人 備 人 1人 計 7人 扶養家族人員 18人 昭和26.11.7 局長 〇〇〇																		

組合員数 俸給月額 被扶養者 報告書

昭和 年 月 日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	組合員数		俸組月額	扶養家族数	備考
	男	女			
前月未現在	3	7	57,100		
本日分					
加入者数	1	0			
脱退者数	2	2	10,350	11	
本月未現在	5	5	84,675	17	
内					
甲種組合員	1	1	6,000		
乙種組合員	4	4	78,675	7	

組合員掛金徴収状況報告書

昭和 年 月 日現在 内閣総理大臣官房賤内役員審査課

種別	前月未収額	本分徴収額	計	相徴収額		繰越未収額
				人	円	
甲				人	293	
乙				人	2,741	
計				人	3,034	

1259
 717
 972
 62
 62
 50
 124
 1976
 1240
 1900
 22599
 24499
 3034
 27533
 5550
 21983
 18949
 3034

1900 + -18
 22599 + 18累計
 24499 + -18累計
 1900
 22599
 24499
 1900
 22599
 24499

27533
 5550
 21983
 18949
 3034
 27533
 5550
 21983
 18949
 3034
 27533
 5550
 21983
 18949
 3034

27075
 26725
 24700
 78695
 6000
 84695
 27075
 26725
 24700
 78695
 6000
 84695

1750
 17049
 18949
 27533
 5550
 21983

1900
 22599
 24499
 1900
 22599
 24499

17049
 18949
 27533
 3034
 20567

22500
 22500
 15000
 60000

(5) 21950
 32100
 53850
 1875
 1875
 3750

人事院様式 205 給与支拂状況月例報告

内閣総理大臣官房人事課長 署名 53
 昭和27年1月 日
 整理番号
 昭和 年 月 日

所屬	總理府 (甲) (乙) (丙)	組織区分 <input checked="" type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 附屬 <input type="checkbox"/> 地方	昭和 26 年 12 月 日
会計名	一般会計		記入報告責任者官職氏名 内閣府事務官齊藤茂平
項目	金額	項目	金額
俸給支給額	58,300.00	現金支給額	14,564.00
勤務手当	15,625.00	所得税	1,995.00
扶養手当	3,120.00	共済組合掛金	1,910.00
特殊勤務手当		控除 国庫組金	1,036.00
超過勤務手当		留金費	
夜勤手当		退職積	1,328.00
休日給			
年末手当	13,926.00		
計	141,051.00	計	141,051.00
	77,125.00		77,125.00

備考

超過勤務手当の内訳	運転手		
	守衛小便		
	電話交換手		
	養本転		
	その他		

◎ その他のつぎには一般事務員を含むとする。

裏面白紙

